監獄協會雜誌

第參拾卷
第十一號

明治二十一年六月創刊毎月一回二十日發行　（十一月二十日發行）

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾卷第十號）（大正六年十月二十日發行毎月一回二十日發行）

目次

論說（監獄官吏養成機關の特設を要望す……典獄 上田定次郎……（一）
講演（罪人の性格に就て（承前）……司法省參事官ドクトル、ユーリス 山岡萬之助……（五）
資料（少年受刑者に於ける階級處遇施行の狀況……典獄 白井勇松……（一七）
譚叢（處務片言……眞趣齋學人……（三三）
統計（大正六年九月中入出監竝月末在監人員表外三表……（三五）
（監獄衛生雜感……金澤石崎貧樂……（四三）
（少年受刑者敎養の方針に就て……神谷楮堂……（四七）
寄書（指紋の分類と原紙の整理（附、監獄局指紋原紙取扱心得）……監獄局指紋部 藤井藤藏……（五〇）
（犯罪の原因及豫防（承前）……（五七）
雜纂（米國の監獄……今後如何なる種類の社會的施設に最も力を致すべきか……（六〇）
通信（前橋通信……（六三）
（近畿六監獄職員聯合茶話會の概況……（六五）
彙報（被告人の變死其他……叙任……會報……（六七）

監獄協會雜誌第參拾卷第十一號

論說

○監獄官吏養成機關の特設を要望す

典獄 上田定次郎

凡そ如何なる事業たるを問はず之れが從事員を精練するは人物本位たるに於て素より論を俟たざる所なり、近來駸々乎として進歩發展して底止する處なき凡百の事業は漸次微より細に入り從來の綜合的事業も各專門的となり、一面又其範圍に於ても競爭劇甚となり、益々複雜多端ならんとするに該り猶更に其人物の適否如何に依りて事業の消長に深甚なる關係あるかを感せずんはあらざるなり、殊に監獄行刑の機關としては第一監獄官吏の精選、第二建造物の整齊及び監獄法規の完備に俟つべきこと素より瞭々として明なり、然るに我監獄官吏中行刑の中樞機關たるべき看守長、及看守に適當なる人物を得るに極めて困難なるは現に爭ふへからさる事實にして之れ畢竟此兩者に對する待遇の比較

的薄少なるに職由する處あるへしと雖も一つは以て監獄官吏に必要なる學術的素養の缺欠若しくは普及を全からしめさるに胚胎する罪なりと謂ふを得べし、然り而して之れを實際に徵するに看守採用の始めに於て二箇月間の教習を行ひ此間に於て普通看守に必要なる學術竝に實務の一班に付練習を經たりとし、教習卒業後直ちに單獨職務に從事せしめ爾來必須的教養を行はさるを以て通常とせり、換言すれは之れ實に姑息的教養に過ぎすして看守に關する全般の成績より觀察すれは僅かに其一端を知得したりと謂ふに過きすして、之を行刑本來より謂ふときは其素養及經驗に於て甚た淺薄且つ貧弱たるを免れすと言はさるへからす、然れとも何れの監獄に於ても一般看守に對し教習卒業後は繁劇なる勤務の餘暇を利用し典獄に於て適宜の教養を怠らすと雖も、是亦眞に時事に關する補足的教育に過きすして到底之れを以て滿足する能わさるは素より論を俟たさる所にして一層人才を求むること切なるものあり、偶々人物精練の上より監獄官吏養成機關を設け年々各監獄より相當の素養あるものを選拔し之れに監獄必需の教育を施しつゝありと雖も幷は單に今日我監獄界の唯一機關たる私立監獄協會に於て比較的豐富ならさる經濟の內より比較的多額の費用を投し明治四十二年より監獄官練習所を開設して監獄官吏に必要なる學術的素養を教授し且つ訓練せられ以て今日に至れるに過きす、而して此練習所開設以來九星霜、回を重ねること九回、同所より修業者を出すこと約七百五十餘名にして其功績決し

て空しからす、其効果の著大なること昔日の比にあらさるが如きも全國監獄官吏の總數より云ふときは實に寥々として曉天の星も啻ならさると同時に、亦其費用の關係上其練習機關の如きも僅かに四箇月に過きす是れを以てして監獄官吏養成の能事畢れりと爲すへからざるは識者の共に認むる處なりとす、然るに一面堂々たる國家の政務中尤も重要機關たる監獄從事員を養成するに私立監獄協會の施設にのみ放任し政府として之れに干與せざるが如きは未だ以て機宜を得たるものと言ふ能はざるを奈何せん、況んや前途尙遼遠なるへき我監獄改良事業を促進するに當り斯の如き趨勢を以て持續せん乎、他日何れの時に方りて人材を斯界に迎ふることを得へき歟、想ふて茲に至れは今日は實に監獄官吏養成機關の特設を必要とする時期にして一日も等閑視すへからすと謂ふも決して過言にあらざるなり、回顧すれは政府は先年夙に監獄及警察事業の進步發展に資する爲め警察監獄學校を特設し兩者の人材を養成するに鋭意努力しつゝありたるも時勢の推移と國庫財政上の都合に依り第三回の開校を以て遂に閉鎖するの已むなきに至れるが如きは斯道の爲め極めて遺憾とする處なりしか時代の進運は時勢の要求と相俟つて益々斯界に人材養成の必要の度を感すること寔に切なるものあり、爾來既に述ふるが如く監獄に在つては監獄協會、警察に在つては警察協會の事業として相當の機關を設け兩者の養成に努むる處ありと雖も、共に其量に於て未た甚だ微弱なるを感じつゝあるは明かなり、故に政府は現今の

狀勢に鑑み來年度以後國費を以て警察官養成の機關を特設せられんとすと聞く、宜なる哉、事實果して然りとせば之れ誠に機宜に適したる劃策にして洵に吾人の意を得たりと謂ふべし、

茲に於てか獨り、我監獄界に於て依然、舊態を持續して姑息に安すべきにあらさるを以て此種機關の特設を必要とする理由又敢て前者に讓らさるなり、殊に又特別なる職務に從事する吏員を養成する爲めに他の所管に於ても其例に乏しからずして遞信部内には通信事務員養成所の特設せるあり或は鐵道從事員養成機關の特設あり或は海員養成所、或は又憲兵養成所等の特設せる等は要するに時代の要求に應せしめんとする趣旨に外ならすして此れ等は何れも其從事員の人材を養成するに孜々怠らさる所以にして豈に偶然なりとせんや、即ち知る、政府當局に於ては既に相當の劃策あるべしと雖も余輩昨今の時事に感する處あり敢て此議を提議せんと欲す、識者幸に其意を諒せられんことを

講演

罪人の性格に就て（承第三十卷第十號）

司法省參事官　ドクトル・ユーリス　山岡萬之助君

更に進んで少年犯のことに付て御話します、少年犯は今日誠に重大な問題になつて居る、世界各國に於て十九世紀の末頃からして少年に付ては特別の扱ひをしなければならぬといふ傾向を生じて來た御承知の通り惡少年といふものは將來に於ける罪人の卵である、之を善い方に導くことをしないで置いて成年になつてから之は惡いと云つて重い刑を科すといふことは完全なる國家政治に於て爲すべきことではない、伸びる丈け伸ばして見てそれでいかなければ監獄にも入れなければならぬし重い刑も科さなければならぬ、大きくなつて惡くなる者は勝手に惡くなるが宜しいと云つて、惡くなれば承知しないぞといふのは無理な話、それでは決して慈愛ある父のやることではない、即ち自然的の行動でない、甚だ無理な取扱ひであるといはなければならぬ、さういふことから近時に於ては監獄でも少年に付て特別の扱ひをして居るのである、我邦に於ても少年法を作らなければならぬといふことになつて居りますが、まだ實行の運びに至りませぬ、少年と申すのは成年との區別であつて、大抵各國共に

十八歳までを以て少年として居る、我邦では十四歳以上十八歳までの者が少年犯罪者として取扱はれて居る、さういふ者はどういふ所から悪い事をするやうになるかといふ點を述べますが、先つ一言したいのは前に申した生來犯人とか或は情態犯人の如き改善不能の人間、若くは內因犯人、斯くいふ人間は全く目的のない人間で、改善するとか改善しないとかいふ譯に行かない、從て生來犯人とか改善不能の犯人は是から御話し申す中には這入らない、さういふ先天的犯人があることは甚だ遺憾な話であるか、植物でも隨分實のらないのがあるのですから、人間の中にもさういふ者が出來る筈である、凡そ少年の犯罪を爲すに至る原因は何處に在るかと申せば、是は矢張り一般の犯罪原因と同じことに性格及び社會關係に在ることは論が無い、さうして性格と申せば養育、教育、彼自體の精神上の疾病或は身體の虛弱といふ事柄、社會關係と申せば經濟上、衣食住の關係、或は職業、嗜好、即ち酒、煙草或は娛樂等一切の社會關係、斯ういふ社會關係及び性格が終に惡少年にならしむるのである殊に少年犯の重なる原因は何處に在るかと申せば、教育の不良である、養育及び教育が宜しくない、即ち監護の不行屆といふことが先づ第一の本を爲す、是は今改めて申すまでもなく諸君の御承知のことである、即ち家庭の不良といふことが確に少年犯を造る本である、殊に父母の無い子供、父母以外の者に生育された者が少年犯になるのであります、少年犯は今日非常に多い數である、罪人として刑の言渡を受け、或は起訴猶豫、微罪不檢擧の處分を受けた者が四十四年から大正二年の三年間を平均して見ると、一年に六萬九千七百八十九人ある、さういふ澤山な惡少年がある、今日監獄に居る囚人數は凡

そ六萬位である、右多數の惡少年が皆將來の相續人である、是では幾ら免囚保護をやり幾ら監獄で骨を折つても跡から卵が續々出て來る、それであるから諸君と共に今後大に努めなければならぬのは少年犯の豫防方法の問題である、之を完全に豫防したならば將來監獄の囚人といふものはズット減つて來ることは睹易い道理である、少年犯に付ては今日我邦では唯刑を受けたる者が十八歳未滿であれば監獄法上別な扱ひをして居るのである、それに付て川越と小田原の少年監で拵へた參考になるものがあるから、それを申して見ると、川越分監に於て大正三年末現在の少年犯人が三百十四名、之れに付き十四歳まで誰に養育されたかといふことを見ると、實父母に養育された者が百七十七人、全體の五十六%、父母の一方又は其他の尊屬に養育された者が百十三人、三十六%、それから親族又は他人に養育されたのが二十四人で八%、それから小田原の方では百五十四人の中で實父母に養育された者が八十二人、父母の一方又は其他の尊屬に育てられたのが五十五人、其他の親族又は他人に養育された者が十七人、其數は勿論實父母から養育された者が一番多くなつて居つて、之を以て見ると實父母に養育されても犯罪があるやうに見へるが、さうでない、諸君の知らるゝ通り世の中に實父母を子供が持つて居るのは普通である、十四歳までは實父母の一方を失ひ或は兩方を失つたものは誠に不幸憐むべき者であつて、極めて僅な數に屬して居る、大體の數は十四歳までは兩親があると言つても宜い、さうすると其數は大層のものである、其澤山の中から川越の方が百七十七人といふやうな少い數で、極く數の少い父母の一方又は兩親を失つた所の者が川越分監では百三十七人であるから大變な多い數

だといふことが分る、今一つの證據として犯罪時までどういふ所で育てられたといふことを申すと段々今の理窟が明らかになる、犯罪時までに父母共にあつた者が川越で百四十八人、四十七%、それから父母の無き者が四十四人、一四%一方の無い者が百二十二人で三十九%それから父母即ち父母の無い者と父母の一方無い者とを合計致しまするど百六十六人五十三%になる、此五十三%といふものは父母の在る者よりも三%丈け多い、さうすると世の中に父母共に在る者は非常に多數にあるのに斯ういふ少い數で、父母の無い者又は一方の親を失つた者が半分以上あるといふことを見ると、不幸なる父母の無い者從つて家庭の教育を完全に受けることが出來ない者が犯罪人になるといふことは一層明かになります、小田原の方で犯罪時まで何處に居つたかといふことを見ると、百五十四人の中、父母の許に居つた者が二十七人、親族の所に居つた者が六人、下宿等に居つた者が二十八人、それから年期奉公に出て居た者が四十九人、それから浮浪して居つた者が四十四人ある、斯ういふ風に父母の許に在つた者は二十七人といふ少い數である、あとの百三十七人は父母の許に居らぬのである、斯ういふことは前に述べた所を尚ほ強くする譯であります、それから更に竊盜に付て川越分監の調べがあるか犯罪時兩親が在つた者が三百十四人中百五人、兩親共なかつた者が百二十二人といふ多數である、であるから少年犯の土臺といふものは前述のやうに教養不完全、監護不行屆で家庭の不良殊に兩親の教養を受けないといふことが大なる因を成すものであるといふことになる、それであるから各國共に少年犯に對する處置として單純に刑を科すといふことを止めることになつた、惡い事をすれば之を威嚇する爲めに刑を科すのであるが、刑を科した所で精神狀態に瑕瑾のある少年は直るものでない、今日の刑は犯人に對して定役を課して苦痛を與へ威嚇するのであるが、少年に對してはそれではいけない即ち教養が缺けて居るのであるから其教養を充たす所の方法を取らなければならぬ、それ故に各國共に之を教養し、それから身體の惡い者は療養するといふやり方になつて居る、少年犯に對して刑よりも寧ろ保護方法を講ずるといふのが通則になつて來ました、而して教養をするのに極く質の惡い者で外に置くことが出來ないものは勿論或一定の場所に拘禁しなければならぬのであるが、其他の者になると然るべき家庭に預けるとか、寺院に預けるとか、其他慈善家とか篤志家に預けるといふことで目的を達することが出來る、其趣旨は要するに父母に代るべき所の慈愛ある教養を受けさせるやうにしなければならぬ、其大精神を達する爲めに色々な方法がありませう、今日に於ては我邦の感化院といふものがさういふ目的を持つて居る、それから孤兒院或は家庭學校、家庭といふ名稱を附けた所以も精神は其處に在る、即ち情質が不良であるから其家庭に代つて家庭的の教養をしてやるのである、結局方法は色々ありませうが、其精神は少年が家庭の完全なる教養を受けないのを補ふ所の方法を講じなければならぬといふことになる、其方法は他日に讓つて、何れ幼年法が出來れば更に色々な方法が規定される譯であるから大體の所に止めて置きます。

其次に成年犯人に付て改善可能の者を如何に處置すべきかといふことを申上げて見たいと思ふ、其前に成年犯の統計があるからちよつと申上げて置きます、明治四十二年から大正元年までの四ケ年間

に一ヶ年平均の犯人數は十萬七千九百三十四人になつて居る、此中統計の示す所では遺傳犯人即ち生來犯人が〇・〇五%、それから習慣犯人即ち情態犯人が一九・一四%、其次に偶發犯人が八〇・一九%次に性格の分らないのが〇・六二%、斯ういふ風に統計の上には出て居るが、勿論是は定型的の觀察であつて、正確に斯ういふ風に譯るものでない、定型といふものは概括なもので具體的のものでないのを統計の上に出すのは不完全に相違ないが、先づ凡そ斯ういふものがあるといふことが分るのである。

そこで改善可能の犯人に付て其累犯を豫防し、犯罪を減少するにはどういふ風にしなければならぬかといふことになると、それは犯罪の原因を無くなすといふことに在るのである、其一々の原因を申上げて見た所が盡きない話でありますが、主要な點は何處に在るかと申せば諸君の知らるゝ通り矢張り衣食住の缺乏といふことである、犯罪は確に衣食住の缺乏から來るのである、其關係は統計が明かに證明して居るのである、明治四十二年から大正二年までの五年間の統計が出て居るが、有資產者に男子が五百五十二人、女子は十七人、それから稍々資產の有る者が男子は四千百七十人、女子は百九十八人、それから無資產者になると男子が二萬九千五百九十人、女子は二千百九十一人、即ち無資產の者が罪人數の最も大なるものである、それから其次に赤貧者、殆ど何にも無いといふ者が男子が一萬七千六百八十三人、女子は千四百十二人、其外不明の者が男子は十三人、合計平均が五萬五千八百二十六人、此中で資產の無い者と赤貧洗ふ如き所の者が四萬以上ある、此統計を見ると犯罪の其多くは

衣食住の缺乏から來たることは明かである、勿論其外色々な原因があるに違ひないが、主たる原因は其處に在ると考へなければならぬ、そこでどうしても免囚保護事業に付ては衣食住の缺乏を補ふ途を講ずることが第一必要である、勿論性格を改める爲め敎誨もしなければならぬが、一面には衣食住の途を講じてやらなければならぬ、澤山の人間に向つてのことであるから今日の所未だ制度が發達して居らぬ故、然るべき程度にしなければなりますまいが、先づ以て此點に相當の方法を講じなければならぬ、勿論色々な方法はありましようが、第一に住居問題、我邦では住居問題は殆ど問題になつて居らぬが、外國では餘程喧しい、どういふ風に住居の制度をしなければならぬかといふことを研究して居る、それから毎日の食物、其關係に付ては犯人の收入と支拂とが調節されるやうにしなければならぬ、犯人に對しては監獄から出て直に惡い方面の社會の風波に當らぬやうにする、それが差向き出來てから如何に保護しなければならぬかといふに、先づ職業を與へなければならぬ、其外には一夜の宿泊をさせるとか、或は一時の食物を與ふるといふことで、重要な點は職業紹介といふことである。

そこで今仍ほ我邦に於ては充分に發達して居らない職業紹介のことに付て一言して置きたい、諸君の知られる通り我邦に於てはまだ都會に於ける雇人口入、それから港に於ける船の乘組員の周旋、之を個人業として致して居る、此點ほ歐羅巴に於ても以前は其通りで、全く個人の業務であつた、所が御承知の通り口入屋などは時々惡いことをして甚だ弊害のあるものである、歐羅巴に於ては其弊害を

感じたるが爲めに十九世紀の末になつて口入業を非常に嚴重に取締を致したのである、一面にこういふ風に嚴重な監督をすると同時に他面に於ては公益上から單に書記料又は場合に依つて周旋料の低いものを取つて、そうして公なる周旋を爲す所の團體を作つて之を個人業に代へやうとしたのである、即ち一面に於ては個人業を嚴重に監督し、他方に於ては極く低い周旋料を取る、場合に依つては何物も取らない、唯紙代、筆記代を取つて周旋する所の團體を作つたのである、それから其外に同業組合、例へて申すと石炭職工の如く、或は石炭業者の如き事業主の組合と勞働者の組合とが互に職業の紹介を致したのである、即ち勞働組合は勞働者が來て口を求めると事業主の組合に紹介をしたのである、是も一つの方法である、それから更に進んで來たのは今日の制度である、市町村といふ自治團體に於て職業紹介をすることになつた、是は非常に效果がある、何故に效果があるかといふと、地域が廣い、同業組合などといふ狹いものでない、市町村全體に亘りますから地域が廣くあつて、求むる方も澤山あり、與ふる方も多く兩方共都合が好いのである、是が今日盛に行はれつゝある、此制度は第一瑞西に於て千八百八十八年にベルンに設けられ、其次に千八百九十一年以來獨逸でもさういふ設備をするやうになつた、普通に市町村團體といふものは諸君の御承知の通り一個人とか或は單純の團體とは違つて極く公平である、公益の爲めに仕事をするのである、それで望外の良い結果を得た、今日地方團體の中一番下級の市町村がやる、それから此經營に付て今一つ將來注意して置かなければならぬのは、市町村團體が更に中央的團體を組織したことである、それは一縣下の市町村が聯合して縣廳の所在地

に中央紹介所が出來て、さうして各地方から出たものを其處に一緒にするといふ設備になつて今日では尙ほ一歩進める狀態になつて居る、丁度免囚保護が各地方に團體になつて居つてさうして中央に中央保護會があると同じ意味合である、其結果は餘程良くなつた、南獨逸のミュンヘンに於て千九百一年に中央團體を設けて、職業を與ふる申込が六萬七千九百六十、職業を求むる申込が八萬八千二百三十二、其中紹介の成立つたものが五萬三百五、斯ういふ大なる數を紹介して居る、即ち無職業者が職業に就き給金を得る結果悪い方にならないで濟む、職業が無ければ遂に悪い方に行かなければ生活が出來ないことになるのである、此關係は更に獨逸の全體として團體が設けられて居るのである、佛蘭西では千八百九十八年に法律を以て個人の職業紹介の弊害を除いて其結果報酬を受けない所の紹介を市町村同業組合或は慈善團體等に於て爲すことが發達したのである、以上外國に於て發達せる職業紹介の如きは我邦に於て是非共近き將來に之を行はなければならぬ、最初に申した通りに止た罪人を監獄に拘禁した所で仕方がない、彼の衣食住を充して兎も角も社會の一員として暮して行けるといふ方法を講じなければならぬ、其の方法は色々あるが、先づ職業紹介を發達せしむる必要がある、諸君の御承知の通り東京市に於ける職業紹介といふものはまだ幼稚なものであるが、是が日本全國の市町村、同業組合其他の慈善團體殊に免囚保護團體と氣脈を通じて、其處に職を求むる者と與ふる者が互に申込んで紹介をするといふことになれば非常に好い效果があると思ふ、監獄から出て來ても直ぐに何處かに行かれることになつて居ると、悪い事に踏込むといふ機會が少くなつて來る、だから是非

免囚保護團體に於ても外國に於ける如く市町村其他の保護團體と氣脈を通じなければならぬと思ふ、殊に諸君が免囚保護に付き御盡力になるのには大きい都會で商工業の盛な所で、徒弟、勞動者の多く居る場所には職業紹介所といふものを發達させなければならぬ、今日就職難と言ふことをいつて居るが、是は社會制度が不完全であつて職を求むる者と與ふる者とが分らないからである、與ふる者も隨分あるに違ひない、それが公のものになつて居ない、與ふる者も各々個人的連絡を以てやるが、求むる所の者も個人的手蔓を以て求むる、斯ふいふことではいかぬ、社會政策といふものは社會的に出來て來なければいかぬ、即ち公の設備になり、職を求むる者も與ふる者も互に信用を重んじて、一旦其處に雇はれたならば其雇はれた所の自己の義務を完全に盡す、又雇つた者も其義務を完全に盡させるやうにならなければならぬ、此公の事を發達させるには公德の觀念が發達しなければならぬ、諸君の御承知の通り我邦では公德の觀念が薄い、公德を重んずるには社會制裁といふものが強くならなければならぬ、獨逸などでは例へば麥酒釀造所に勞働に這入ると、それが外に行くには一定の帳簿があつて、其帳簿に依つて何も彼も解決し何處に行つて働いても宜いといふ許しを得なければならぬ、又同業組合の關係上何處に行つても同じ給金であるから强ひて外に行つても格別の利益がない、又逃げて行つても第一人が雇つて呉れない、それ故に誠實に働かねばならぬやうに自然なる、是は誠に良いことで、此外例へば人の所に雇はれて居る下女にしましても帳簿があつて其主人に勤勉に仕へて行くといふやり方である、斯ういふ風に各自正直に仕事をしなければ何處に行つても生存が出來ないといふ風に社會制度が進むことを希望する、斯うなりましたならば罪人のやうな者でも與程注意するやうになる今日我邦では刑を受けるといふと社會から非常に排斥されますが、免囚の保護に付ては此觀念を世の中の人の頭から去らしめなければならぬ、それと同時に罪人の頭にも多少公德を重んずる觀念を與へなければならぬ、今一步踏込んでいふと惡い事をするにも惡德がある同じ惡い事をするにも無闇に人を害さぬといふ觀念を起させるやうにしなければならぬ、例へば人を撲殺しないでも强盜は出來る、惡いことをするにも惡いなりがあるのである、兎に角人らしく萬事をやるやうに頭を直す、さうして世の中の人もさう惡い者と思はないで、矢張り人間と思はなければならぬ、所が我邦では非常に刑餘の人を嫌ふ、そこで斯ういふ悲慘な話がある、或出獄人が刑餘の人といふと女房になり手がないから之をまるで隱して長い間女房と暮して居つた、所が妻の父から十何圓か借りた金を返さなければならぬことが出來て、終に當惑の餘り彼の古い惡性が出て隣の婆さんを絞殺して仕舞つたが金はなかつたといふ始末、それが發覺したのである、其妻は罪人とは思つて居なかつたのが竊盜前科の恐しい惡いやつであつた、一方は監獄に行つて死刑になる、妻は二人の子供を携へて憐むべき境遇に陷つたのであります、世の中の人は刑餘の人をそれ丈嫌つて居る、自分は改悛するからといつても女房になり手がない、斯ういふことは然るべき程度まで改善しなければならぬ、出獄人に一家を持たせることは確に免囚保護の一つである、今御話したやうな者でも六七年の間は正直に惡いことをしないで來た、それ故に相當の時期まで職業を與へて仕事をさせて、見込が付けば一家を持たせるといふことは良い

方法である、要するに免囚保護に付ては色々むづかしい點があるが、大體に於て社會の人が是は一つの社會事業であつて自分の頭に掛つて居る事業であるといふことを考へて、刑餘の人たとて遠けないで、然るべき保護の觀念を持ち、又罪人にしても是非共人間らしくするといふことにしたいものである、免囚保護の事業は困難の仕事であり且つ大なる公益の仕事である、諸君の努力に須つて我邦の免囚保護事業も西洋のと相讓らない所まで近き將來に發達せしむるやうに望むのでありまする、實に我邦の文化は今までの經歷を見れば早い、西洋では百年も二百年も掛つて發達したものが、我邦では明治の初年より西洋の文物を輸入し、露西亞との戰に勝つて世界一等國にまで三四十年の間に進んで來た、免囚保護事業も此勢ひを以てしたならば必ず理想の域に近く達すると思ひます、要するに是は努力に在るので、幸に諸君の健全を祈ります（完）



資料

○少年受刑者に於ける階級處遇施行の狀況

典獄白井勇松

近時我僚友諸君中より受刑者に於ける累進處遇施行に關し問を受くること尠からず我所管の川越分監に於ては少年刑受者に對し累進處遇を施行し居り其開始以來約三年に達す而して其効果寔に良好なるを認めつゝありて過般參考資料として印刷したる第五回の我浦和監獄川越分監少年受刑者の統計遇處及一斑中に大正五年に於ける右累進處遇の狀況をも登載せるが玆に之を摘錄して我僚友諸君の研究資料に供し又御示教を乞ほんとす冀くは之を諒せられよ。

少年受刑者の階級處遇

當浦和監獄川越分監に於ては少年受刑者教育及處遇規程實施以來玆に二閱年從來の經驗に徵し幾分の改正幾多の工夫を凝し只管階級處遇の適實を圖りたる結果在監者一般に克く階級處遇の眞體を了得して謹愼を表し向上の思念旺となり飽迄其精神に副はんとするの風顯著なるに至れるを認む玆に大正五年中に於ける階級處遇實施の大要を叙し效果の適否及內容に於ける措置寬嚴を揭げて本制研究の參考に資せんとす。

總じて少年受刑者は一般に思慮極めて單純前後の分別無く、事を行ふに當りても善惡共に極端に走り易く多くは猪突猛進的なるを以て些爾たる動機も其結果に於ては重大なる影響を來すことあり故に指導一度其宜しきを得ざらんか直ちに失脚沒落す反之敎化誘掖機宜に適せば一氣呵成的に向上進展するの氣分に富み善惡兩道一に指導敎化の如何に據りて差別を生ずること殊に顯著なり故に之れが矯治遷善を圖らんと欲せば先づ各個の性質、性癖、特長、短所乃至心的體的上の特質並に生育環境の關係犯罪徑路等を精査し依て以て個性を知悉し犯由を察知し之れに適當なる處遇劃切なる療法を加ふるに在り當分監にありては少年受刑者個性の調査に最も力を用ひ新入監者に就て之れを調査するに當りては各掛の主任者は彼等を靜寂なる調所に引見して各方面に亘り詳細緻密に親しく取調及試驗を行ひ威壓的言辭を避けて和氣平穩の裡に專念その眞相を得る事に努め人物の視察に傾注し個性の大要を知り各般の事嚴正を旨とし規律を嚴格に維持し絕對服從を命じ專ら痛苦を感せしめ自覺を促がすに力めつゝ視察を遂げ一面身上調査照會竝に地方小學校へ在學中の個性調査照會を爲し其回答と照應綜合し茲に處遇上個別的の大體方針を確立す而して當監に於て定めたる少年受刑者處遇規程に依り甲、乙、丙、の三階級に分ち原則として各進級期間は四ヶ月とし新入監者は總て丙級に編入し四ヶ月後乙級に進み乙級に在る四ヶ月にして甲級に進級するものとす勿論各級とも行狀良否其の他成績の如何に依り進級期間を伸縮し或は降級を爲すものとす而して丙級は晝夜獨居拘禁、乙級は夜間獨居拘禁、甲級は雜居拘禁とし其他各階級に應に處遇上多少の等差を附す。

丙級

右の如くにして特に丙級なる晝夜獨居拘禁時代に重きを置き極めて嚴正を期したり蓋し丙級は階級處遇制の出發點にして本制の基本を爲し最も大切なる期間なるを以て此の期間に於て階級處遇の精神骨髓を充分知得了解せしめ置くに非ざれば此階級處遇の規程は根柢を欠きたる內容無き殘骸空影に過ぎざるに至ればなりされば丙級に屬する者に對しては飽迄嚴正獨居の精神に背反せざらんことに力め刑罰の森嚴にして犯すべからざるを充分に感知せしめ一面又敎養啓發に意を拂ひ日常の起居動作は勿論清潔整頓に至る迄巨細に亘りて注意し指導強制する所あり痛苦の裡にも人並の行儀作法の嫺を養成し放肆亂雜、輕擧、粗暴、懦弱等の惡癖矯正に努めたり

元來放漫自由なる入監前の境遇より忽然窮屈なる監獄生活に入りたる彼等に取りて最も嶮嚴なる此の丙級の處遇は其最も痛苦を感ずる所にして獨房面壁の單調寂寥たるのみならず其運動場に出づるにも尙ほ深編笠を覆ひ其入浴するも仍ほ分房浴なるを以て其窮屈不自由極まる丙級の處遇に苦しむ狀實に意想外なるものあり故に一度不良行爲のため進級期間の延長を告知せらるゝや之れが取消しを哀訴して止まざるもの又は今後の行動を誓ひ一時猶豫せられんことを哀願するもの潸然泣き出す者慟哭する者往々あり特に進級期間の目睫の間に迫り居る者に於て一層甚だしきを見る此の如き者は延長せらるゝと雖も期已に近く他に對し比較的早く進級し得るを以て今後を謹愼せば今次の延長期經過後直に乙級に進み工場出業の望を達し得らるべき旨懇諭するも一途に進級を切望し居りたる矢先きなるが故に

容易に納得し得ざるものあり、されば衷心前非を悔悟し其の情狀大に酌むべきものなりと認めたる際は本人從來の行動惡性の深淺を考覈し監獄官會議に於て更に機を見て期間の短縮を與へ加減を講じては將來を誓はしむるあり處遇規程の大體就中禁制命令の事項及期間延長短縮の條項は悉く之を告知し置くにも拘らず新入監者中進級期間の延長を告知せらるゝや刑期の延長と誤信し慟哭して止まず反復處遇規程を說明會得せしめたるものもありしが此等は多く地方の監獄より移監せられたる質朴なる初犯者に多し而して丙級者の最も厭ふは進級期間の延長に在り而して晝夜獨居に伴ふ種々の痛苦は動もすれば悲觀に陷り其の極妄擧を企つる者なきにあらず即ち時に自殺を企つることあり大正五年中自殺の虞ある爲め手錠を施用したるもの合計二十六人にして其內十八人(約七割)は丙級に在るものなり其の自殺を企てたる動機を調査するに獨居の痛苦に因り頻りに鄕里の父母を懷ふの餘り死を決したる者九人、自己の現狀を恥ぢたる者五人、單に獨居拘禁を厭ふもの一人等なり子供心として鄕里の父母を慕ふの情切なるは當然にして特に彼等の多くは社會に在りて放浪生活を繼續し性極めて放縱なるが故に一朝入監し忽焉獨居の生活に入るや寂寥に苦しむの度一層甚だしく終日只獨り夫れより夫れと社會に在りたる當時の事共を聯想し悲觀の餘り之を舒暢するの機なく直ちに決心して妄擧を企つるに至るものにして此類の累犯者に尠きは監獄生活に慣れ痛苦を受くるの度初犯者に比し薄きが爲めなり而して彼等が悲觀に陷る時期を調ぶるに多くは新入監後三ヶ月前後にして決行の時刻は概ね夜間就寢後夜半迄に多きを認む之れ蓋し獨居拘禁三ヶ月目位は無聊と寂寥とを最も痛切に感じ自覺悔悟の

念著しく惹起し來るの時期にして時刻に付ては一概に斷定を容さゞるも就寢時までは夜間作業又は復習等の爲めに少くも氣を紛らすことを得るも寢に就き夜半蕭籟聲無きに至り妄想雜念底止する所を知らず心機轉換の術無きに陷り多くは妄擧を決行せんとするに出づるものゝ如し而して一回も既遂に至りたるものなかりしは幸ひなりし尤も中には眞に死を決するの覺悟なく故らに自殺を裝ひ官吏の同情を惹き工場出業を企圖するの心情に出でたるものあり何れも如上の輩は獨居の痛苦を一刻も早く免かれんとするに出づるものゝ如し要するに丙級の獨居拘禁期間四ヶ月は特に初犯者に對しては期間の稍迫まれる者に就ては個性に應じ監獄官會議の決議により期間短縮を行ひ累犯者は概して監獄生活に慣れ表裏の行爲を爲すもの尠からざるを以て此等に對しては特に視察を嚴にし違令犯行は苟も假借せず嚴格に期間延長を伴はしめ異數の良好分子に非ざる限りは監獄官會議の決議に依る期間短縮の寬典は與へざるの方針を執り以て獨居拘禁に於ける痛苦の程度を初犯者の夫れと比較權衡を得んことに意を用ひたり

以上の如く丙級者に對しては極力晝夜獨居拘禁の精神貫徹に力め一面身體の健康其の他一般衞生上に關し十二分の注意を拂ひ德性の涵養心情の舒暢を圖れり獨居囚の體操は從來每日午前一回一時間なりしも健康の增進を期するには未だ十分ならざるの憾ありたるを以て前年來更に體操時間を增加し午前午後各一時間宛二回之れを行はしむる事に改めたる而已ならず其の勞働と身體發育時期との關係を考慮し之れに伴ふ糧食も認可を經て二合食未滿の者は總て一等即ち二勺を增加し其の他換氣法(窓及視

察口を三十分毎に交互に開閉）座臥敷物器物の乾濯、洗滌拂拭掃除は勿論冷水摩擦は運動終了毎に毎日二回之を厲行する等心身の强壯增進を圖るに努めたり加之丙級者の監房配置上には又大に工夫を要する所ありて等しく丙級に屬する者と雖も平素の行狀作業の勉否等を斟酌して寒暑の季節に應じ監房を轉換し殊に累犯者並に行狀及作業の成績否なる者に對しては可成的冬季は寒く夏季は暑き比較的不利なる監房を充用することに力めたる結果競ふて優位の監房に移されんことを希求し一層謹愼を表するものあり其の効果徒爾ならざりしものあるを認めたり東京方面よりの新入監者中には皮膚病就中癬に罹り居る者比較的多く姑息の隔離治療に委するときは動もすれば漸次蔓延し而かも頑固にして徒苒日子を要し且つ再發反覆せる經驗に苦みたるを以て本年は各階級を通じて該症の極めて輕微なるものと雖も悉く之れを獨居拘禁に付し絕對隔離を嚴守し一日三回藥湯浴を爲さしむるの外尙隔日に塗布劑を用ひ體操時に於ても別隊を編成して一般の者の接觸を避けしめ各階級別に之れを行ひ以て其の傳播を防ぎたるのみならず全治の曉は充分監房及諸器具の消毒を行ふと共に衣類臥具學用品類は悉く之れを引替へ蒸氣消毒を行ひ嚴に隔離の精神貫徹に努めたる結果甲、乙級に屬する者は獨居隔離の痛苦に堪へず頻りに治癒したる旨申出づる者又は藥湯度數の增加を訴ふる者或は塗布劑の分量增加を願ふもの等續出し銳意之れが治療に自ら力むるの傾向を生じ成績良好なるを得たり而して之れが罹病の原因を調査するに入監前浮浪生活中之れに罹りたる者多く次は警察署留置場拘禁中感染せるものと刑事被告人として拘禁中傳染したるもの等にして當分監入監以前に罹病せるものゝみに係り入監後特發な

し尤も當分監に在りては其れに鑑みる所あり監房、被服、臥具、器具類は勿論製品及び戒具等の消毒を厲行し監內再發の根絕を期しつゝあり。

乙級

丙級者の處遇は階級制の基本なるが故に愼重ならざるべからざるは既に前陳したる所なるが各階級の中間に位し處遇上決して忽にする能はざるは乙級なりとす即ち乙級は極めて嚴重なる矯正を受けたる丙級時代を通過して茲に稍緩和せられし晝間雜居夜間獨居の新階級に進入し來りたる者なるを以て處遇上特に手加減を要し階級制中の危機とも云ふべきものに當る今試に乙級進級以後の行動に付き之れが趨勢を大別せば概ね二方面に分るゝを見る即ち其の一は乙級として入浴度數、副食物、看讀書籍、作業賞與金計算率、衣類臥具其の他のことに就て丙級時代より優良なるが爲め中には丙級の晝夜獨居時代の苦痛に依り謹愼せる緊張悲哀の心情も動もすれば徐々に幾分緩み易く所謂地金の再び現はるゝに至るものと他の一は眞心晝夜獨居の丙級處遇の痛苦に懲り一日千秋に期待せる乙級の進級に依り恩惠的なる處遇を受くるに感激し一層謹愼を表し益向上進級を庶幾し再び丙級の苦楚を嘗めざらんと努むるの趨勢を呈する者之れなり而して之れが取締上前者に對しては最も嚴正を旨として矯正敎養に努力し屢々又丙級降下を斷行して再度嚴正獨居の苦楚を嘗めしめ服從を嚴命し增長の驕慢心を打破して覺醒を促し後者に對しては乙級に入つてより力めて前途の光明を迪らしむべく智能の啓發德性の扶植に竭くし幾多の機會を逸せず一層之れが誘掖指導に力むる所ありたり要するに乙級時期は彼等の性格

が一層明瞭に發揮せらるゝを常とす即ち此期は俗に云ふぼろを現はすと否との分岐點に在るが如し之れ蓋し晝間雜居なるが故に群集心理に依り其の性癖並に輕佻浮薄の分子は遺憾なく曝露せらるゝが爲めなり故に此の機に乘じ惡習浸潤の程度及危險性癖の强弱に就て明かに其の度合を確認し得るに至る

從て個性に適應せる分類區別的の處遇を一層確實に實行するを得たり。

乙級者に付彼等の感想心裡の一般を調査するに精神變調の者に非ざる限りは悉く一段の進級を切望し居れるは明かなる事實なり其の理由としては甲級は晝夜共雜居なるに加へ入浴度數、看讀書籍の冊數並に引替度數より作業賞與金計算率、衣類臥具の貸與に至る迄一般に優良なるのみならず特に意想外に彼等の羨望に堪へざるは甲級徽章を胸間に縫着し工場內の席次より食糧配與の順序並に教誨堂に於ける席順に至る迄一として優先ならざるはなきの一事なりとす年少時代は兎角虛勢を張るの通癖あると共に人後に瞠若たるを潔しとせざるの澁渕たる意氣あるを以て一布片に過ぎざる徽章と雖も外形に表彰せられて得々たる稚氣眞に少年相應の光榮心の發露なるが如し要するに乙級時代の四ヶ月間は階級制に於ては最も心性の變動し易き時期なるを以て處遇上最も視察注意を要し個性の研究鑑別に努力を要する肝腎なる階級なりと謂ふべし。

甲級

甲級處遇上最も肝要にして而も至難なるは監房配置に在り則ち罪質、性格、犯數、年齡其の他刑期の分量より行狀の良否に至る迄斟酌して監房の別異を圖るは勿論なるも餘りに細別に亘るときは多數の

監房設備を要することなるが當分監に於ては雜居監房十二ヶ房なるを以て之れが別異方法を研究したる結果有賞表者、炊事夫監房の外は先づ罪質により放火、殺人、傷害、往來妨害等偶發的出來心に基く罪質と竊盜、詐欺、橫領等財物に關する罪質とに分ち尙ほ此の區分の中に就ては主として刑期行狀を斟酌し改善可能の難易を評別して甲級監房の別異を工面せり而して低能者の監房配置は從來屢々工夫を凝し一長一短あり低能者の爲めに一ヶ房を特置するときは却て侮蔑嘲笑の標的となり又自棄の基となるを以て本年は有賞表者監房及其れに次ぎ良好なる分子を拘禁せる監房中に一二名位づゝ打混じて配置せるに良好傾向の勢力の方强き爲め却て善化を受け敎養上得策なるを認め得たり而して罪質に就ては一見大體に過ぐるの感あるべしと雖も少年監に於ては放火、殺人、傷害の徒を除去せば殘餘は竊盜（總受刑者中の約八割を占む）詐欺、橫領の類にして之れ亦仔細に探究せば何れも截然際立ちたる單純なる罪名なるは稀にして多くは二三種の罪名を加味し居るものなるが故に如上の大分類法を採りたるものなり甲級者は新入監後前記の二階級を通過し少くとも八ヶ月以上を經たる者なるを以て一般に獄則紀律に馴致し諸動作規則正しきを得るに至る而已ならず最高級なるが爲め自ら自重の念を生じ從て謹愼を持續するに至るの風明かに認め得らる殊に本年は少年受刑者をして宗敎信念の扶植に傾注し書信、接見、訓戒等の場合は勿論有ゆる機會を利用して之れを導くに力め又特志敎誨に力を用ひたる結果一般に宗敎的趣味を有するに至り就中甲級の者に於て靡然として信仰的氣分の濃ひ來りたるを認むるに至る而して賞表假出獄等の恩典詮議は甲級に至つて始めて之れを爲すものなるを以て甲級

者は一層前途の希望に滿ち謹愼改悛に力むるの狀最著し。

進級期間短縮、優等徽章、賞表及假出獄

本年間賞表を附與したる者四十一人昨年に比し二十一人減少したるは在監人員減少に伴ふ當然の結果にして有賞表者中假出獄の恩典に浴したる者二十二名にして昨年に比し一名少なきも其の賞表者と假出獄者との割合は昨年は百分の三五、四なるに對し本年は百分の五三、五に當る又良好なる分子に對しては進級期間の短縮を行ふことに留意し本年間期間短縮を爲せしもの百二十三人に上れり之れを昨年に比するに約三割强の增加にして本年は特に此の運用上に力を用ひたる結果行狀、作業及學科ともに向上の氣風頓みに增加せるを認む而して此進級期間短縮者の丙級に少くして乙級に多きは丙級時代は入監早々にて境遇激變したる場合殊に獄則規律に馴致せざるが爲め違令犯行比較的多く行狀兎角不良勝なるのみならず作業上にも未だ手慣れざる際なるを以て規程の短縮條件を具備するは容易にあらず從て除外せらるゝもの多きに乙級は之れに反し乙級に進入したる頃は稍監內生活に慣れ獄則紀律を恪守するに熟し漸次行狀良好なるもの數を加へ且つ作業も習熟し成績良好なるもの比較的多數なるに依るなり尙ほ初犯者に多くして累犯者に少なきは主として其の行狀が作業成績の良好なると相伴はざるもの多きに坐する反影なり。

前示の要領を表示すれは左の如し。

進級期間短縮、優等徽章、賞表及假出獄階級別人員

區別	階級及犯數	甲級			乙級			丙級			計			前年計
		初犯	累犯	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯	計	
進級期間を短縮せし者	行狀良作業成績良	—	—	—	九〇	一〇	一〇〇	三	—	三	九三	一〇	一〇三	三〇
	行狀良學科體操勉勵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特別詮議ニヨリ短縮	一	—	一	四	—	四	一四	—	一四	一五	一八	一九	二
	計	一	—	一	九四	一〇	一〇四	一八	—	一九	一一三	一一	一二三	三四
學科優等徽章を授く		二四	一	二五	—	—	—	—	—	—	二四	一	二五	一三
賞表授與		三七	四	四一	—	—	—	—	—	—	三七	四	四一	六二
假出獄		二二	—	二二	—	—	—	—	—	—	二二	—	二二	二三
合計		八三	五	八八	一〇六	一〇	一一六	三六	一	三八	二〇七	一七	二二四	一三

申告事犯

本年間に於ける申告事犯の總件數は五百七十二件にして前年に比し半減せり之れ一は少年受刑者の減少に因ると雖も又一面には前年は規程實施の初年なりし關係あり即ち前年に於ては規程實施の當初に際しては彼等の中には該規程の精神を充分體得し得ざる風ありて動もすれば舊慣の惰力に依り新規程に同化するに困難を感じたるも規程の實施と共に斷乎として其の勵行を期し嚴正に徹細に亘りて假借せず根底的に一大刷新を圖り切に其の最初を愼むことに注意し先づ以て衣服の着方姿勢態度の端より襟の合せ方帶の結び方等に至る細微なる點迄も之れが矯正に力め一般の風儀改良より着手したるを以

て第一種の不良行爲に屬する事犯大多數なりしに由る之れに反し本年に入りては其等の點の事實減少するに至りたることが數字上減少の主因なり而して特別の事犯を除くの外平素通じて最も制遏矯正を圖りしは自由束縛の第一歩として四人相互間の言行上の交通と彼等の共通性なる懦弱性の矯正に在り從て又此等の事項に關しては又一層峻嚴に指摘申告を爲さしめたるに由り各種の申告事犯通じて交談、懦弱に流るゝ行爲及物品受授等最も多き結果を見る交談の多きは一般囚人共通の事犯なるも就中共同交歡を慾望する少年は最も陷り易き事犯なり又懦弱に流るゝ行爲は夏季夜間獨居房に在りて居眠りを爲すものを最とし冬季に於ては冷水摩擦を形式に止めて怠らんとするもの、手巾を夜間頸に卷くもの、夜間足袋を穿つもの等少年受刑者は概して之れに類する懦弱的行爲に傾き易く動もすれば一瞬時の偸安姑息を求めんとするものあり次に第三種不良行爲中詐術を弄する事犯の比較的多き事なりと雖も作業督勵規程を實施して大に作業の督勵を圖り勉勵者は更に又之れを表彰して特別の處遇を爲す之れ作業督勵規程を實施して大に作業の督勵を圖り勉勵者は更に又之れを表彰して特別の處遇を爲すしたる結果勢ひ之れが表彰を受けんとして製品の數量を誤魔化し又は故意に粗惡なる製品を作製し一見外面異狀なきものゝ如く裝ひて之れを提出し所謂粗製濫造に依り以て科程を瞞着せんとするものありたるを以て極力之れが檢擧に努めたるが爲めなり而して此種の申告事犯の丙級に多きは獨居の痛苦に堪へざるより表彰せられて幾分此の苦境より脫せんとするも如何せん作業未熟にして技能劣等到底表彰せらるゝの域に到達せざるより窮策の餘り一時を糊塗せんとするが爲めなり從て此種の狡猾なる不良行爲に對する處分は最も嚴重峻烈を極めたり次に物品受授の五十件を示すは多くは就學用鉛筆の

長短を交換し又は互に作業の成績を擧げんと焦慮し製品素品の貸借交換を爲すもの或は教科書の交換を爲す者等を矯正したるか爲めにして教科書を交換するに至る原因を調査するに少年受刑者の多くは教育程度極めて低級なるに反し自然的の思想は偏倚する所多しとは云へ比較的發達し居るが故に學力としては相當なるべき尋常一、二學年程度なる初等教科書にては内容に飽き足らざるのみならず特に幼稚なる挿入の繪畫には到底甘ずる能はずして終に犯則するに至るものにして此種の不良行爲の當事者は多く低學級者と高學級者とに係る以て這般の事情を推知するに難からざるなり。

申告事犯に對する處分

申告事犯に對する處分の當否寬嚴は少年受刑者處遇上の生命にして之れが良否は彼等の心性に影響する所甚大なるが故に假令細微と雖も不問に付せず監獄官會議に於て愼重審議個性との對照を愼み飽迄處分の公正適確を期し自覺反省心服せしむるを旨とし又少年の最も陷り易き自棄心を起さしめざらんことに注意せり茲に最も注意すべきは處分の重き場合の影響なりとす即ち少年時代の常として屢々注意訓戒を受くるにも拘らず同一不良行爲を反覆構成するは殆んど年少者共通の現象にして之れを以て直に前訓の効果薄弱の結果なりと斷じて早計にも一氣適當なる處分に出つるが如きは實驗上寧ろ懲罰の痛苦に耐ゆる反抗的强情心を助長せしむるを常とするか如し就中不良少年の受刑者は由來父兄及主人等より總らゆる訓戒折檻嘲罵を受け來りたる者多きが故に懲罰に對する辛抱力は割合に强く左なきだに拗け根性に富みたる彼等は折角良方角に向はんとする氣分を濛はしながら一朝過たん乎忽ちにし

て強情我慢の小悪漢に變じ百の教訓も故らに之れを心聽服膺せざらんとする一種の反抗的心性を形作る傾向に陷り易きの弊あり事爰に至るときは爲めに更らに嚴罰に嚴罰を重ねて反覆連續愈々免かるゝに途無きに至る迄徹底的に峻烈の處分を繰返さゞるべからざるに至る實例往々ありたり固より其の茲に至らしむるは懲罰感化上の上策に非らざるや明かなり故に處分の適否には常に愼重の考慮を拂ひたり而して罰の大なる者に就ては其の執行に格段なる注意を拂ひ其の懲罰期間は各種の工夫を用ひて懲罰の効果を有力ならしめんことに尠らざる面倒を見るに力めたるは勿論なるが最も意を注ぎて多大の力を用ひたるは寧ろ懲罰にあらざる訓戒及懲罰としての叱責にあり少年受刑者の多數は元來無教育者、少くとも不完全教育者なるのみならず生育極めて不良且つ概して一種以上の偏癖を有し縱令相當の思慮あり又理智の進みたるが如きものありと雖も多くは事を誤解したるまゝ其れを當然と心得て生長せし者なり故に一事一物正當に訓育するを要すれば犯則行爲に就ても徒らに之れを嚴罰に處して其の自覺を待ち反省を期するは寧ろ期待に遠ざかる結果を呈することあり只須臾も忘るべからざるは微犯細違と雖も苟も免るゝ能はざるものなりとの確信を與へしむるは第一の要點なるを以て徹に入り幽を穿ちて一々申告を怠らざることゝし申告に係るものは一々何等かの結果を與へずには看過することの勿らしむるの方針を嚴守し彼等をして如何なる隱事も必ず發覺せらるゝものなることの確信を得せしむるに最上の努力を要したり故に犯則行爲としては之れを責むるに一見酷に過ぐるの感あるべしと雖も如上の方針の下に檢擧申告を嚴にし之れが處分に就ては其の犯則事態と個性及心情との對照を愼みだること前述の如し故に或程度迄は訓戒に訓戒を加へ叱責に叱責を重ね諄々として倦まず根氣競べを爲すの覺悟を以て日々事に當ると共に訓戒叱責處分の形式に就ても大に腐心工夫する處ありたり各種の不良行爲に對しては其の懲罰を科すると否とを問はず處遇規程に依り夫々進級期間の延長を爲すことに就ては一の除外例なし而して懲罰の處分に付したる者は勿論懲罰の必要なしと認めたる者に就ても一々之れに嚴訓の措置を執りたり而して事犯の極めて輕微なるものは之れを訓戒とし分監長親ら之れに當り決して他に之れを代らしめざるを主義とし飽迄勵行せり是れ個別處遇方針を指示するに正鵠を得る最上の好機なるを以てなり。

如此何れの事犯に對しても懲罰に付せられたる者は勿論否らざる者に對しても一々訓戒の伴はざるなきを以て訓戒時の所作方法の如何は直ちに懲罰訓戒の効果に大なる影響を與ふるものゝ如し故に分監に於ては不良行爲に對する訓戒に當りては多少の工夫を施す所ありたり其の二、三の實例を參考に掲記せん。

一、懲罰、嚴訓に當りては分監長親ら之れに當り必ず教誨師を立會せしむるを原則とし尚教授時間の繰合出來得る限り受持教師を陪席せしむることゝせり此の立會は更に個性を知る上に於て有利なるのみならず又教誨師及教師に於て各受持の事項と關係して訓戒を敷衍する上に於ても向後を誓言せしむる上に於ても力強き感あり。

一、執拗、強情の少年若くは精神狀態中間者又は低能者に對する處分及訓戒に就ては常に苦心する所

なり殊に感情刺激、興奮性に偏倚し自制反省力極めて乏しく動もすれば悲觀又は自棄に陷り易きは中間者なり或は又何事にも感興湧かず又は理非を辨せず只管怒り易きは低能者なり此等の者に對し取調の際、時に立會の教誨師教師が特に彼の爲に吳々陳謝辯疏し試みに懲罰處分より之れを救ひ出さしめたることありしに兩師の溫情に感激し此場合の印象案外深きものありたるが如く師に對する德義心の喚發稍見るべきものありて謹愼を持續せる者あり。

一、或懦弱行爲に對し懲罰を言渡し懲篤訓戒の未受持教師に引渡し教場に連れ込み同級多衆の前に其の不心得を教師より說き級の不名譽なる旨を懇々示す所ありしが當時の印象深かりしものの如く慚愧心を强め謹愼するに至れり。

一、陰欝且つ强情なる少年受刑者或る犯則行爲の申告を受け其の取調に際し口を緘して一語を發せず心に期したるが如く見へたり依て室の一隅に直立せしめたるまゝ其の口を開くに至る迄置きたり稍時を經るや强情我慢の彼も心氣稍和ぎたりと覺しく漸く平和恐縮の態委を表し爰に始めて前非を陳謝懺悔し始めたり依て喜んで之れを納れ嚴訓する所ありしが此場合の印象案外强かりしものゝ如く爾來性癖稍改まり快活の氣分に變じ來りたる者あり。

一、交談、物品受授、爭論、摑み合等相手方を有する共同不良行爲に就ては訓戒懲罰夫々處分を與へたる末非行の責各自己に在ることを明確に自覺せしめ得たるを俟ち相互に向ひ合せに直立せしめ分監長面前に於て互に過ちに對する挨拶を行はしむることゝせり實驗に依れば割合に有效なるを見る

之れは相互に眞心同罪同責任なるを自覺し且つ過失を改むるの心を速かならしむる上に於て頗る有利なる方法なるが如し彼等の多くは自己の罪過に對し之れを謝することを愧ぢ案外强情我慢の風あり之れ一は是迄の生育、躾方等放縱なる者多數なるに付他人に正當なる謝辭挨拶を爲すが如きは甚だ潔しとせざるのみならず家庭に於ける叱責折檻に慣れ不性無性の態委を表するを常とし來りたる者なるに付如此者に限り陰欝且つ强情なり今是れを矯正せんが爲めに前述の方法を採り强行したるに打つて變りて大抵流涕して相互に謝罪するの眞情大に掬すべきもの多し此の效果は互に不平を去り遺恨の情發散消滅し易きは勿論互に推讓の美德を發露し眞心相互の誤解を解き却て將來の和親を堅固にし一轉して麗はしき同情心を惹起する力ありたるを見る（未完）

讀叢

處務片言（其十）

在廣陵　眞趣齋學人

網領　友僚に處しては肝膽を瀝披し公私とも責善の誠を盡し衛も面從すべからざるは勿論又互に乖忤し同黨し媚疾すべからず

文書　實現せる容貌を撮影するは寫眞術にして包藏せる罪科を計發するは指紋法なり裁判の正鵠を期し行刑の確的を圖らんとせば其撮取に細心の注意を拂ふこと彼の寫眞師の如くなるを要す

戒護　目を以て視るときは暗く心を以て視れは明なり耳を以て聽くときは惑ひ心を以て聽け

ば聽なり外部の視聽は內部の觀察に如かざる所以なり

作業　因徒工錢及び製作收入を以て少くとも在監人費を償ふの信條を實現せざれば彼等をして一家數口を養ふの良民に復歸せしむること能はず

會計　定日なき仕拂に對しては特に敏速に處理せざる可らず金利に關係を及ぼす多額のものは月を越へざる樣一層の留意を要す

領置　請願に係る領置品賣却は自己の所有物を處分するが如く愼密の取扱を爲し二束三文の弊に陷らす賣價の公平を維持せざる可らず

用度　隨て整理すれば隨て紛雜を來すは倉庫內に於ける物品の現狀なりとす品目數量は愚か獄用廳用の區分さへ明瞭ならざることあり注意すべし

敎務　懸河の辯を以て人を悅ばしむる者は眞の說敎誨の上乘なるもの也

醫務　汚水の排泄溝渠の疏通被服臥具の引替糧食に關する等の衞生問題は頻々として醫務より起るを歡迎す是れ投藥本位の開業醫と異なる所以なり



せしめ實行に顯はさんことを期せしむるは

統計

大正六年九月中入出監竝月末在監人員

（△ノ減）

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同日末日現在	前月比較 增	前月比較 減	前年比較	
受刑者		五〇、一九六	四、九二七	四、七六八	五〇、三五五	五〇、一九六	四八、三九五			一五九	一、九六〇
刑事被告人		四、〇七七	四、四六三	四、〇九五	四、四四五	四、〇七七	三、七〇二			三六八	七四三
勞役場留置者		五九九	七二六	七三九	五八六	五九九	八九〇		△	一三	△三〇四
乳兒		二七	一六	一六	二七	二七	四三			○	△ 一六
總計	男	五二、六五七	九、二九六	八、七九九	五三、一五四	五二、六五七	五〇、八八二			四九七	二、二七二
	女	二、二四二	八三六	八一九	二、二五九	二、二四二	二、一四八			一七	一一
	計	五四、八九九	一〇、一三二	九、六一八	五五、四一三	五四、八九九	五三、〇三〇			五一四	二、三八三

備考　內朝鮮人受刑者男三四人刑事被告人男二人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國別		受刑者	刑事被告人	計
支那	男	二八	六	三四
	女	一		一

北米合衆國　男　三　四　一　一　四
獨逸　男　四　一　一　一　四
伊太利　男　一　一　一　一　一
墨國　男　一　一　一　一　一
洪國　男　一　一　一　一　一
計　一　三　四　一　一　一　四
（男一女一）

大正六年九月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒合計									
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
小菅	一、一六六	一	一、一六七	一		一	一		一	一、一六八	三五五	一、一六六	
東京	一、一七二	三〇六	一、四七八	八〇〇	二八	八二八	三二	一	三三	一、九〇六	一	一、九〇七	
豐多摩	一、九〇		一、九〇							一、九〇		一、九〇	
巢鴨	二、三〇五		二、三〇五							二、三〇五		二、三〇五	
橫濱	一、四七八	六二	一、五四一	八〇	三	八三	六	一	七	一、六三四	六七	一、七〇一	
浦和	一、一七六	四	一、一八〇	六五	七	七二	一		一	一、二四二	一〇	一、二五二	
前橋	八八〇		八八〇	二二		二二	五		五	九〇七	二	九〇九	
千葉	八七一	三一	九〇二	四五	三	四八	一三	一	一四	九二九	三五	九六四	
水戶	七八四	一	七八五	七〇	一七	八七	一四	一	一五	八七八	三	八八一	
宇都宮	六三四	一三一	七六五	二	七六	七八	三		三	七二一	一六	八四八	

	長野	甲府	靜岡	名古屋	安濃津	金澤	岐阜	大阪	京都	秋田	山形	青森	盛岡	宮城	福島	新潟	和歌山	神戶	奈良	大阪	岡山	計
受刑者	男	一、〇五二	五九二	八三	一、八一四	七四九	六一四	一、〇一四	一、三五九	四二〇	三一五	二六四	四二七	六四〇	六六九	六五五	六八六	六九五	八六六	三、二一六	一、一三二	一、〇九〇	一、一三二
	女	三八	一六	一三	一四	九	一七	一四	九	六	一五	一四	一三	一〇	一四	一四	一	一	一七	二八	一一	一一	一一
	計	一、〇九一	六〇八	八六	一、八二八	七五八	六三〇	一、〇二九	一、三七四	四四二	三二〇	二六八	四三七	六五〇	六七五	六五五	六八七	六九六	八六六	三、二三四	一、一四五	一、〇九〇	一、一三三
刑事被告人	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
勞役場留置者	男	六	八	八	二七	一一	九	一四	一一	一三	五五	五五	五五	七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一九
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	六	八	八	二七	一一	九	一四	一一	一三	五五	五五	五五	七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一九
乳兒合計	男	一、一五一	六二一	九二三	二、〇六三	七六六	六八二	九二九	一、二四二	九〇七	七六六	六〇	八六六	七二五	七四九	七四三	八四八	八七一	三、四五一	一、三五五	一、二四二	一、二三九
	女	一、一九八	六三七	一、〇三	一、〇九五	八六六	二九	八三	一、〇八六	九五	八六六	一二	一、〇三	二	一、八六	一、〇〇	三	一、〇	一、〇〇	八三	一、〇〇	一、一六二
	計	一、一六六	六三七	一、〇三	二、一六三	八六六	三一	九二九	一、二四二	九〇七	八六六	七二	一、〇三	七二五	七四九	七四三	八四八	八七一	三、四五一	一、三五五	一、二四二	一、二三九

| 廳名 | | |

大正六年九月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較 増	前年比較 減
竊盜	二五、六九一	八七九	二六、五七〇	二六、三八九	二五、七二九		△一八一		八四一
強盜	二、四七一	一八	二、四八九	二、五〇三	二、五八二		△一四		九三
賭博及ヒ富籤	二、九一四	八〇	二、九九四	三、〇五五	二、九〇五		△六一		八九
詐欺及ヒ恐喝	五、八〇四	一一六	五、九二〇	五、九二九	五、六五五		△九		二六五
計	四八、三七二	一、九八三	五〇、一五五	五〇、一九六	四四、三九五	△六		四一	
受刑者ノ累犯 初犯	二九、〇五九	六七七	二九、七三六	二九、七三三	二九、〇二七	△一		二五二	
受刑者ノ累犯 累犯	四七、九七五	一、九一〇	四九、八八五	四九、八四六	四八、三九五	△一		一、七四九	
受刑者ノ累犯 計	七七、九八三	二、六七七	八〇、六六〇	八〇、九六二	七七、四二二	△三		一、五三六	
十八歳未滿	一、七九七	一四五	一、九四二	一、九二一	一、八二一	△一		一二一	
二十歳未滿	二、三八九	一三四	二、五二三	二、五五八	二、二二〇	△三		三〇三	
二十歳以上	四四、一八六	一、七〇四	四五、八九〇	四五、七一七	四四、三五四	△一七		一、五三六	
計	四八、三七二	一、九八三	五〇、三五五	五〇、一九六	四八、三九五	△一五		一、九六〇	

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較 増	前年比較 減
竊盜	二、四四七	四二	二、四八九	二、五一七	二、二〇八	△二八		△二八一	
贓物ニ關ス	七一二	三二	七四四	七五五	六二三	△一一		△一一二	
毀棄及ヒ隱匿	四六	一	四七	四七	三四		○		一三
通貨僞造	二〇〇	四	二〇四	二〇四	二〇三		○		一
文書、有價證券僞造	一、一四五	二〇	一、一六五	一、一七五	一、一七六	△一〇		△一一	
印章僞造	二三	一	二四	二六	三九	△二		△一五	
僞證及ヒ誣告	一一三	三	一一六	一一三	一〇二	△一八		△一四	
賣職	七〇		七〇	七三	五〇	△三		△二〇	
猥褻姦淫及ヒ重婚	三五四	二一	三七五	三六二	三五〇			一三	
傷害	一、六三六	三四	一、六七〇	一、六五一	一、五一五			一五五	
殺人	二、一七〇	一七五	二、三四五	二、三三七	二、三八			八	
嬰兒殺	三一	一二六	一五七	一六二	一五九	△五		△二	
逮捕及ヒ監禁	八	六	一四	一五	一二	△一		△二	
墮胎	一八	七〇	八八	八九	一一六	△一		△二八	
公務執行妨害	六三		六三	六八	四一	△一		△二二	
逃走、犯人藏匿及證據湮滅	三六		三六	三六	四四	△一		△二二	
賄賂	二六		二六	二一	九九	△一		△二二	
放火	一、一四一	二五八	一、三九九	一、三七七	一、三七七	△一		△二二	
住居ヲ侵ス	二一〇	一	二一一	二一四	一九四	△一		△一七	
略取及ヒ誘拐	七三	八	八一	八五	六九	△一		△一二	
其他	二三八	一四	二五二	二四七	二一三	△五		△三九	
計	四七、六四〇	一、九〇九	四九、五四九	四九、四九五	四七、八三二	△五四		△一、七一七	

陸海軍刑法	五九	一	五九	四七	五四	一二	五
森林法	一五〇	一	一五〇	一四六	一四三	四	七
徴兵令	二一	一	二一	二六	一九	△五	二
郵便規則	二八	一	二八	二五	三四	三	△六
電信法	三七五	二	三七七	二九二	九六	八五	二八一
其他	九二	六八	一六〇	一五三	一九〇	七	△三〇
醫察犯處罰令	七	四	一一	一二	二七	△一	△一六
聽府縣令及ヒ警察令							
計	七三二	七四	八〇六	七〇一	五六三	一〇五	二四三
總計	四八、三七二	一、九八三	五〇、三五五	五〇、一九六	四八、三九五	一五九	一、九六〇



寄書

監獄衛生雜感（續）

金澤　石崎貧樂生

○犯罪者と不仁身（フジミ）

不仁身とは俗語にして打つても痛さず切られても直ちに癒ゆといふ性質の身體の謂ひなり醫學上より之を解釋すれば全身の痛覺麻痺ありて器械的刺戟を受くるも疼痛を感せす而て其の蒙むりたる外傷は容易に治癒に就くといふ一種奇異なる病的狀態にして即ち全身痛覺脫失 analgesie と共に創傷治癒機轉の速なる體質と稱すべし此の如き體質はベネヂクトの夙に記述せし「ヂスウルネラビリテート」 Disülnerabilität なるものと同一視すべきものにして創傷の速に治癒し其結果も比較的に不良ならず而して著明なる痛覺脫失と合併するものなれば古來吾國の世俗間に傳唱せらるゝ不仁身と同一なること明かなり。

ロンブロゾーは犯罪人の多くに就て痛覺の鈍麻せるを認め彼等は普通の感覺を有せざるを以て他人の苦痛も了解すること能はざる所以を述べリボーも亦た「人格に病的變化の起るは第一に一般の感覺が鈍くなり遂に之が倒錯を生ずるに因る善良なる一青年の俄に不良青年に變せしものを檢せしに皮膚完く無感覺となり居れり」と云ひモノヅリも變質せる兒童に於て其皮膚感覺の缺如せることを述べ、これより生じ來る種々の行動は無意義のものとなり或は破壞性の性質を擧ぐるに至ることを說けり此等の說に徵すれば痛覺の微弱乃至麻痺せる者に於ては道德的意識の障碍あるべきこと明かなり。

女性に於ける犯罪行動の往々男子を凌駕する程の凶暴を逞ふし殘忍を極むることある所以の理も亦た容易に解釋するを得べし蓋し女性の男子に比し

て其痛覺の一般に弱きことは從來學者の認めたる所なればなりロンブロソーは曾て倫敦に開かれたる萬國實驗心理學會に於て女子の痛覺が男子に比して一般に鈍なることに及び其創傷の比較的に治癒し易きことを論じ外科の大家ビルロート氏抔は女子の克く疼痛に堪へ且つ創傷の治することの容易なるを看取し新手術式を行はんとする時には、いつも先づ女子に就て之を試みたりと云ひ又た剖靑師ウイリアムが女子は男子に比し遙に痛楚に堪ゆと云ふ此の如く女子は一般に痛覺の弱きを以て其犯罪行爲の時として甚だ慘酷を極め有髯男子をして瞠若せしむることあるも蓋し偶然に非ざるなり此事實に就ては既に歐洲の學者も認むる所にして例之はエリスの如きは女性の犯罪は男子よりも其の慘酷の廣大なるを特徴とす „Die Verbrechen von fraüen Zeichnen sich gewöhnlich dürch grössere graun samkeit aus, als die Männer" と云ひ又たクッケルも女性犯罪の研究に於て其犯罪行爲の男子に於けるよりも凶暴慘酷の性質を帶ぶること更に著しきを論せり高橋お傳、雷お新等の毒婦の獰猛兇惡なる犯罪行爲の如きは儻かに男性犯人の行爲を凌駕し戰慄に堪へざらしむるもの豈亦偶然ならんや。

○刑死者の心臟運動

刑死者に於て死後の心臟運動を實驗せしはインマヌエル、ルッソー（千八百〇七年）を嚆矢とす彼は斷頭臺に上りし一婦人を死後二十四時間を經て解剖せしに其心臟就中心耳の部分の尙ほ依然として運動を持續し他の部分も交る々々一縮一張せしが併し著しからず殆ど三時間ばかり持續せりと云ふヅユヴアール、ロッシャルド、ペチットも亦之に類せる二例を見しことあり一は死刑後心房の十五分間、心耳の一時十五分間規則正しく運動し心室は唯輕微の震動を呈し他の一は心房の尙ほ長く運動せしも心室は直ちに靜止せり。

文献上最も有名なるはヘンレーの實驗例にして斬首後尙ほ十五分間も右房は尙ほ完全に運動し右室は唯弱き運動を營み收縮運動の數は毎分時六十乃至七十至なりき電氣を以て左側迷走神經を刺戟せしに心房の運動制止したるが其刺戟を去るや一分後に再び運動を開始せり第二回第三回の刺戟試驗も亦同一の結果を呈せり斯くて死後二十五分を經て心搏動は停止せりレグナー、ロエーも死後心臟の二十五分間を搏動し心耳に於て尙ほ六十分間に亘りて運動を繼續するを見たり。

死後直接に電氣を以て心臟を刺戟し再び搏動を起さしめたる實驗もこれ迄種々の學者より行はれたりニステン、バルレス、ビショッフ等は死後九時間乃至十時間を經ても電氣刺戟を以て心運動を解發せしむべきことを記しニステンの如きは十一體の刑屍に於て之を實驗せるキヨルリケル、ウイルヒヨウも亦た死刑執行の場合に於て同樣の實驗を爲せしガ死後四十五分を經て解剖したる屍體に於ては驅幹筋の電流に對する高度の興奮性の他、右心耳の電氣刺戟によりて規則正しき收縮運動を發起せるを見たり又たデットリッヒ、ゲルヲッハ及びヘルツも二體の刑屍に就て實驗せしが其一は右心に電流を通じて著明なる收縮を起さしめたりしも左房及び左心耳の方は其起る運動著るしからず之に反して右室は規則正しき收縮を爲して左室に次で之を傳達したり併し直接に左室を刺戟せしも效を奏せざりしと云ふ而して心臟の電氣刺戟に對する興奮性は死後四十八時間も持續せりと云ふ第二例に於ては死後三十六分間持續せしが唯右心耳に於て收縮運動の起るのみなりき。

○食物を再嚙する人と竊盜

再嚙現象は病的なることあるも亦た全然健康なる人にして蛙、魚類を嚥下し暫時の後再び之を生きたるまゝにて吐出し或は護謨製の手袋澁分の如き物品をも容易に嚥下吐出することを得べし唯再嚙者の胃液に游離鹽酸の缺如せることはヂユルゲンセン氏の報告せる所なり再嚙力の竊盜の如き犯罪

行爲に惡用せらるべきは此種の能力を有するものは他人の眼を偸みて竊取せし貨物貴金屬の如き者を一と先づ胃中に嚥下し置き次て人目なき處に至りて之を吐出し容易に竊取の目的を達し得べきを以て這般の事實は刑事上注意すべき値あらん。

○肝油と囚徒

在監者が肝油を欲しがることは何れも同じことにて中には密にても吸ふ樣に思ふものがある之れ囚徒食料には脂肪の乏しきにもよるべしと雖も亦た奇と云ふべし古代の隨筆書の中に深夜人の寢靜まるを窺ひて行燈の傍らに忍び寄り油を舐る女ありなど凄く恐ろしき妖怪變化の如くに書き記せるが「想山著聞集」に記せるは或る宿屋の飯盛女に戲れし男が其の夜中油を舐めしことを見たる實際の有樣を聞きしまゝに描き出せるものなるが之に依れば固より怪しき女にも非ず「燈火にて媛まりたる油を皿よりたべるがうまき」爲めなりしとぞ此の如き者の中には食欲倒錯 Perversion des Nahrungstriebs に基づく者もあるべく又たは一種の營養障害に因する脂肪性物質の嗜好に出つるもあるべし姙娠、ヒステリー萎黃病患者の食慾倒錯を來たして普通の人の口にせざるものを嗜むことあるは既に明かなる所なれども此の如き者の中には燈油を好む者もあるべし又た平素粗食のみを攝取して脂肪分の輸入著しく減少せる者にありては自然の傾向として油類を好むに至るべし古昔の賣笑婦中、飯盛女、チョンチョン格子の安女郎の如きは奴隷に等しき虐遇を受け極めて粗惡なる食物を給せられたれば脂肪分に對する自然の慾求亢進して遂には燈油を舐むるに至るが如き有樣に迄進みしやも知るべからず。

○指紋に就て

紙片に手指の觸れたる時之を十%の亞硫酸那篤倫溶液(一二滴の酒精を加へたる)中に浸漬するときは各個の乳頭線直ちに現出するに至る又た沃度蒸氣に當つるときは汗液の固形成分は沃度と結合して稍々明かに現はるゝも數分後再び消失するの憾あり。

又た手指の觸れたる白紙に八%の硝酸銀液を塗布し日光に曝露する時は二三分後に至て乳廻鮮明に現はるべし。

又た黑「インク」を毛筆に含ませ紙片に塗布すれば二三抄にして指紋現出するを見る。

黑鉛粉を紙片に塗擦すれば直ちに指紋の印象歷然として現出す又た黑鉛の代りに辰砂若くは「インヂゴ」と中性の粉末とを一分と十分の比例に混和し用ふるも可なり。

少年受刑者教養の方針に就て

神谷楮堂

單に教育と云へば所謂教育に混同し易き虞あればこゝには特に教養の語を以てせり、即ち戒護作業教務醫務等總ての機關の上に於て如何なる方針の下に彼等少年受刑者を教養して可なるべきかは特設監獄と普通監獄とを問はず苟も少年受刑者を收容する監獄當事者の等しく考究し置くべき緊要なる實際問題なりと信ず。是れ法規上特別處遇を要し一般成年受刑者と別異せられあるものあるに由ればなり。

然れども亦其教養を餘りに過重視し受刑者たることの名實を忘るゝ時に於ては却て其方針を失し所謂最負の最負倒したるの觀を呈するに至るなきを保し難きことあり、故に斯かる問題に對しては學問上の研究は別として實際問題としては先づ之を吾人の常識に訴へて考ふるの要あるべし、試に彼等少年受刑者の境遇を見よ或る少數の特例を除くの外は其多くは殆んど下層勞働者の子弟たらざるはなし是等勞働者の子弟が懲て刑期終了し出獄するに及ぶや如何なる處に向つて各其身を投するに至るべきやは蓋し推測に難からざるべし、然らば其在監中に於ける教養の趣旨たるや決して學者官吏會社員等の所謂上流向きの人物を養成せんと

する目的には非ずして全く下流生活即ち職工徒弟奉公人等凡て此等の需要に適すべき資質を具へしむるにあるは勿論なり故に吾人は左に二三の條を列ねて以て本問題に對する識者の教を請はんとす。

一　身體の強健　身體の強弱は勞働者の死活の分るゝ眞の生命問題なれは勉めて其強健の發達を念とせさる可らさるは少年受刑者教養の最大要件なり、然るに若しこゝに注意の行屆かさるもの在らんか健康氣力共に銷衰して出獄後の勞働を厭ふ如き狀況に至るなきを保せす、加之思慮未た至らさる彼等に於ては模倣虛榮に牽かれ兎角上ツ走りに流れ易き實情にあれは此處最も警戒を要せすんはある可らす。故に作業の撰擇には最も愼重の注意を拂ひ出來得へくは込入りたる手藝を避け大荒目なる例せは大工桶工耕耘の如き眞に筋骨を勞し體力を養ふに足るへき業種を授くるは其最主要のことに屬せり。是れ一面亦勞働の慣習を附するに足るへきものあれはなり。

二　率直なり精神　不良少年者の多くは家庭不良生活貧困等境遇上の關係より性質痛く僻み常に彼等の狹き意識中に描き出さるゝ恐怖猜疑不平憎嫉等の諸觀念は凝つて一種の薄暗き拗ね根性と爲り兎角長上に抗し師友に反し麗しき晴れやかなる快活率直の氣風を欠くに至るものあるは殆んと彼等共通の性癖なるもの、如し、故に先つ之か惡化の捻を捩き其矯正を計るは實に彼等教養の第一着歩たらすんはあらす、然れとも是れ難事中の難事にして到底前項に於ける健康增進等の比にあらされは之に當事たる者須らく常に細心の注意を拂ひ苟も賞罰の嚴明を欠き若くは處遇の公平を失する等の如き不當事なきは勿論尙進んで百方之か改善の道に努力せすしては叶はさるなり。

三　實用的教育　彼等の前途は學者政治家教育家等所謂學者的の職業を以て世に立たんとする者にあらさるは勿論、又年齡も大に長し居れるの實

際なれは之か教育に就ては單に普通小學校の例にのみ據り難きは是れ自明の理たらすんはあらす、然るに往々此意を參酌するに吝にして漫然小學校其儘を移して以て吾能事了せりと濟まし込める如き短見者流なきにあらす思はさるも亦甚たしと云はさる可らす、由來監獄の教育は全くの速成的補習的實用的ならさる可らす、出て、職工又は徒弟として直に實地活用の利くものならさる可らす一年又は二年の短日月に於て畧ほ尋常小學の學科を速成的補習的に修了せしむるの手心なかる可らす、吾人の所見を以てすれに科目は修身國語（讀方書方綴方）算術（珠算）の三科にて可なりと信す故に先つ讀み書き計算に熟練せしめ一方訓育として修身科に於て實地處世上に於ける萬般の心得を誨へ以て實地應用の才を養ふを旨とせさる可らさるなり、然るを若し徒に世間の體裁を考へ六ヶ敷き事を教ゆるを能とし其結果生意氣にして氣位のみ高く所謂文弱の弊を釀致するか如きことあらんか監獄の教育も此に至て百害ありて一利なきに終らんのみ監獄教育の當事者たる者思ひをこゝに致さすして可ならんや。

四　宗教心の喚起　不良少年の彼等は概して家庭に於て宗教的訓練を受け居らさる者なり、然れとも仔細に之を糺明する時は天賦の微妙なる宗教心は各之を具有し所謂神佛存在の觀念は朧ろけながらも皆之を存せり。故に比較的正直なる彼等には其薰化指導の如何に依ては案外早く信仰心の油然たるものあるを見るに至ることあり由來彼等の道義心に乏しく其苦節を全ふし得さる處のものあるは畢竟するに神佛敬畏の念深かならす單に自己眼前の欲望にのみ汲々たるに由らすんはあらす。然らは眞に之を救濟し指導し日常凡百の行爲に一個の阿堵物を附與せんとせは蓋し宗教心の喚起に若くものなかるへし是れ本項を加へ特に教誨師の一層の努力に待たんと欲する所なり。

以上は蕪雜にして殆んと痴者の囈語に異ならす

と雖も吾人寡聞にして未だ餘り識者のこの種の論議を聞かす故に茲に聊か隨感隨記の儘を提げ以て斯道先覺者の敎を乞はんとする意に外かならさるなり幸に啓蒙の勞を取らるゝあらは幸甚所不過之也。

○指紋の分類と原紙の整理

（附、監獄局指紋原紙取扱心得）

監獄局指紋部　藤井藤藏

指紋法の効果を益〻顯著ならしめ之が實績を擧げんとするには、原紙を作成せらるる監獄當事者と、之が檢査整理に從事する中央指紋部員と、一致協力して、愼密なる注意と徹底したる整理及び檢査を遂ぐるにあらざれば、豫期の効果を收むることの出來ないのは今更絮說の必要がないのである。若し夫れ中央指紋部に於て、如何に精密なる檢査を遂げ、又完全なる整理排列を行ひ、以て完璧を期せんとしても、直接指紋を採取せらるる地方監獄當事者に於て、不鮮明なる印象、杜撰なる記事報告を進達せらるることありとせんか、曾に之が訂正照會に無益の手數を煩はすのみならす、不鮮明なる指紋印象は延いて分類番號を誤らしむることとなるのである、反之、如何に地方監獄當事者に於て、完全なる原紙を作成送付し、又規定の報告を屬行せらるることあるも、中央指紋部に於て檢査記入を誤り、若くは整理排列に缺くる所あらんか、爲めに當該者の原紙を發見し得す、若くは誤りたる記事が單に指紋の効果を沒却するのみならす、裁判上乃至行刑上上大なる不都合を釀すことゝなるのであるから、指紋事務に從事する者は互に責任の大なることを自覺すると共に、常に愼重なる注意を拂つて、以て斯業の完全を期さなければならぬと思ふ。

表面上の理窟を云ふならば、各人の指紋は絕對不變であり、又其分類に於ても定型に基いて行るのであるから、何人が之に當るも同一なる分類番號の現出すべき筈ではあるが、扨て愈〻實際に當つて見ると、仲々理窟通りに行かない場合が多いので、現に各監獄及び分監より提出せらるる原紙に對する當指紋部の檢査成績に依て見ても、之を證明することが出來るのである、即ち各監獄及び分監より提出せられし指紋原紙の分類番號に對し當指紋部に於て訂正を施すべきものが甚だ多いのであります、勿論各當事者に於かれても誠意其責任を完ふせんことに努められつゝあるは疑なき所なるも、而かも好成績を示すことの出來ないのは甚だ遺憾である、之れと同時に、此訂正を施すべき分類が甚だ多いと云ふ事實に徵しても如何に斯業の完成を期することの困難なるかが判るであらふと思ふ。

今試みに檢査濟に係る百枚（四萬に位するもの）の指紋原紙を持來り其成績を取調べて見るに實に左の結果を示して居るのである。

指紋原紙百枚に對する檢査の結果

完全なる原紙	枚數	指紋數
一個のもの	三二	——
二個のもの	三〇	三〇
三個のもの	二〇	四〇
四個のもの	一二	三六
六個のもの	三	一二
七個のもの	二	一二
計	一	七
	六八	一三七

一枚の原紙に付訂正を施したる數

前揭の成績に依れば各監獄及び分監より提出せらるる指紋原紙百枚中、完全なるもの僅々三十二枚、爾餘の六十八枚は一枚の原紙中一個乃至七個の指紋に付分類を誤つて居ることが判るので、誠に寒心せざるを得んのである。

六十八枚の不完全原紙決して少なりと云ふことは出來ない、而して此數も指紋の分類番號に影響したもののみを擧げたのであるから、若し番號に影響せざる線數相違の分も擧ぐることとしたなら

ば、其數は更に增加することは云ふまでもないのである、中には甲種蹄狀紋を乙種蹄狀紋と誤認して線數を算し價を付したるあり、或は渦狀紋に屬すべき二重又は双胎蹄狀紋を普通蹄狀紋とするあり、是等を一々原監獄に照會するが如きは、到底其煩に堪へられぬから、當指紋部に於て直に訂正を施し置くのであるが、甚しきものに至ては、回轉印寫の指紋と平面印寫の夫れと全然異るものがあつて爲めに改寫を求むることもある、尤も監獄に依りては、印象鮮明、分類及び記事確實にして殆んど完全無缺のものも尠くない、是等監獄に於て作成したる指紋原紙を見るに、當該指紋相當者が如何に苦心し、又各方面に注意を拂はれつゝあるかが紙面に現はれて居るのであります。

何分指紋は千種萬態各人各指悉く異るを原則とするか故に、分類に際し、線數の計算等に誤りなしとするも、分類の基點となるべき內端、外端若くは追求分岐線を定むるに當り、隨分疑はしいのがあつて、各、見る所一致せざる塲合があるから、監獄又は分監に於て見たる所と、當指紋部に於て見たる所と一致せざるが爲め、檢査の際訂正を施すものもあるかも知れない、又時に皮膚の關係上若くは押捺の仕方に因り、外端又は追求線が或は分離し成は接合して一線若くは二線の相違が生ずることのないとも限らない、然れども各監獄及び分監より提出せらるゝ指紋原紙の檢査成績が良好なりと云ふことの出來ないと云ふのは、決して上述の如き塲合であつて、何人も首肯に中る見解上の問題のみでないことは明かであると思ふのである。

監獄及び分監に於ける指紋擔當者諸君、吾人は此際分類時の一線の誤りが前科發見を遲する塲合あることで、而して又當指紋部に於て各監獄及び分監より提出に係る指紋原紙の檢査を遂ぐるのは、止むを得ざるに出づるのであるといふことを記憶して貰ひたい。此他尙諸君に對して希望すべき事柄はないではないが、然し其言はんと欲する點は、前示の檢査成績に照らして推測して戴きたいのである。只個々監獄に就き事例を擧げ、又各指紋を摘出して其誤解の點を示すことの出來得ざるを遺憾とするのである。

終りに今回本省に於て、指紋原紙の檢査及び整理の確實を期する爲め「指紋原紙取扱心得」を制定されたのであるから紹介して置ふと思ふ、即ち左に揭ぐるものがそれである。

○監獄局指紋原紙取扱心得

（監甲第五三六號、大正六年十月六日決定）

第一　指紋原紙ノ檢査

一　各監獄ヨリ送付セル指紋原紙ハ檢査擔任者ヲ設ケ精密檢査ヲ爲サシムベシ

二　各監獄ヨリ指紋原紙ノ送付アリタルトキハ指紋主任ハ之ヲ日誌ニ記載シ檢査擔任者ニ配付スベシ

三　檢査擔任者ハ指紋原紙ノ配付ヲ受ケタルトキハ刑期ノ短キモノヨリ成ルベク速ニ檢査ヲ遂ゲ遲滯スルコトアルベカラズ

四　指紋原紙ノ檢査ハ左ノ各號ニ注意スベシ

イ、回轉印寫ト平面印寫ト相違スルモノナキヤ

ロ、回轉印寫ノ左手示指ト裏面ノ夫レト相違スルモノナキヤ

ハ、回轉印寫不充分ノ爲メ外角ニ缺如セルモノナキヤ

ニ、外角ノ缺如セルニ拘ラズ備考ニ其事由記載セザルモノナキヤ

ホ、印象ノ不鮮明ナルニ拘ラズ備考ニ其事由記載ナク若シ記載アルモ改寫ノ爲メ鮮明ヲ期シ得ルモノナキヤ

ヘ、氏名欄ノ氏名ト裏面四人氏名欄ノ氏名ト相違セルニ拘ラズ其事由記載セザルモノナキヤ

ト、表面各欄ニ記載漏ナキヤ

チ、裏面受刑事項欄ノ記事ニ脫漏誤記ナキヤ就

中刑期計算上相違セルモノナキヤヤ

五　前項各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ其旨指紋主任ニ報告スベシ

六　指紋主任ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ必要アリト認メタルトキハ監獄事務官ニ經伺ノ上當該監獄ニ照會ノ手續ヲ爲スベシ

七　指紋主任ハ毎月初旬前月中ノ各指紋檢查擔任者ノ取扱數、檢查未了數ヲ調査シ監獄事務官ニ報告スベシ

第二　指紋原紙ノ整理

八　檢查濟又ハ記入等ノ爲メ引出シタル指紋原紙ハ原紙整理擔任者ヲ設ケ速ニ各指紋函ニ收メ整理セシムベシ

九　原紙整理擔任者ハ自己主管ノ指紋函ハ常ニ整理ヲ期スルト同時ニ左ノ各號ニ注意スベシ

イ、一棚ノ原紙ハ同一番號ヲ除クノ外成ルベク二百枚ヲ限度トスベシ

ロ、同一番號ノモノハ年齡順ニ整頓シ其老イタルモノヨリ若キモノニ及ボスベシ

ハ、新ナル原紙ヲ挿入セントスルトキハ其指紋特徵ニ依リ同一原紙ノ有無ヲ調査スベシ

ニ、指紋原紙中保存期限經過ノモノナキヤ否ヲ調査スヘシ

ホ、函內ハ常ニ掃除ヲ爲シ淸潔ヲ期スベシ

ヘ、各棚ニ付セル見出札ノ剝離セルモノアラバ直ニ修理スベシ

十　指紋原紙整理ノ際同一指紋ヲ發見シタルトキハ該原紙ヲ添ヘ指紋主任ニ報告スベシ

十一　指紋主任ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ調查ヲ遂ゲ原紙ノ記事ヲ整理スルト同時ニ在監中ノ者ニ付テハ其旨典獄ニ通牒ノ手續ヲ爲スベシ

十二　指紋函ハ毎月期日ヲ定メ漸次檢查ヲ爲シ整理ノ確實ヲ期スベシ但各指紋函ハ少クトモ一年一回以上檢查スベキモノトス

十三　前項ノ檢查ヲ遂ゲタル指紋函ニハ其檢查年月日ヲ表示シ置クベシ

十四　指紋主任ハ定期外ニ各指紋函ニ付時々檢查ヲ行フベシ

十五　指紋主任ハ檢查簿ヲ設ケ前三項ノ檢查狀況ヲ記載シ監獄事務官ニ報告スベシ

十六　指紋主任ハ死亡、重復、前科發見、保存期限經過等ノ爲メ不用ニ歸シタル原紙アルトキハ原紙廢棄伺簿ニ記入シ監獄事務官ニ經伺ノ上廢棄ノ手續ヲ爲スベシ

十七　指紋主任ハ毎月初旬ニ於テ指紋原紙ノ作成、廢棄、現在保管數ヲ調查シ監獄事務官ヲ經テ監獄局長ニ報告スベシ

第三　指紋ノ對照

十八　指紋對照ヲ受ケタルトキハ指紋主任ハ之ヲ日誌ニ記載シ對照擔任者ニ配付スベシ

十九　對照擔任者ハ對照原紙ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ分類シ對照ヲ爲スベシ

二十　指紋ヲ對照スルニ當テハ各類似ノ指紋ニ付繰返シ精查スルハ勿論前記入等ノ爲メ各擔任者ノ手許ニアルヤ否ヲ調查スベシ

二十一　對照ノ結果同一指紋ヲ發見シタルトキハ當該原紙ヲ添ヘ又該當者發見セザルトキハ其旨ヲ指紋主任ニ報告スベシ

二十二　指紋主任ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲スベシ

イ、同一指紋ヲ發見シタルモノニ付テハ人違ナキヤ否ヲ調查シ同一人ト認メタルトキハ最近前科二犯及ビ外何犯ナルヤヲ記入シ尙氏名及ビ原籍年齡等ノ記入若クハ照合ヲ遂ゲ回答スベシ

ロ、該當者發見セザルモノニ付テハ他ノ對照擔任者ヲシテ再調セシメ該當者ナキヲ確メタルトキ其旨ヲ回答スベシ

ハ、再調ノ上該當者發見セザリシ指紋ト雖モ疑ノ存スルモノアルトキハ警視廳備付ノ指紋ト對照スベシ

二十三　對照指紋ノ回答ハ立案ノ手續ヲ爲サズ該

原紙ニ付箋シ該當者有無ヲ明カニシ監獄事務官ノ認印ヲ受ケ發送スベシ

二十四　指紋ノ對照ヲ遂ケ該當者ナシト回答シタルモノニシテ後日ニ至リ同一指紋ヲ發見シタルモノアルトキハ指紋主任ハ其事由ヲ監獄局長並ニ監獄事務官ニ報告スベシ

二十五　指紋主任ハ毎月初旬ニ於テ前月中ノ指紋對照ニ關スル成績ヲ調査シ監獄事務官ヲ經テ監獄局長ニ報告スベシ

第四　受刑追加事項ノ記入

二十六　各監獄ヨリ受刑追加小票ノ送付ヲ受ケタルトキハ指紋主任ハ之ヲ日誌ニ記載シ受刑追加記入擔任者ニ配付スベシ

二十七　受刑追加記入擔任者ハ前項ノ配付ヲ受ケタルトキハ當該者ノ原紙ヲ索出シ成ルベク速ニ記入ヲ爲スベシ

二十八　受刑事項ヲ原紙ニ追加記入セントスルトキハ左ノ各號ニ注意スベシ

イ、小票ニ押捺シアル指紋ト當該原紙裏面ニ於ケル指紋ト相違スルコトナキヤ

ロ、小票ニ於ケル最近前科欄ノ記事ト當該原紙ニ於ケル夫レト相違スルコトナキヤ

ハ、小票ニ於ケル受刑事項中刑期計算其他ニ於テ誤記脫漏ノ點ナキヤ

二十九　前項各號ノ一ニ該ルモノアルトキハ其旨指紋主任ニ報告スベシ

三十　指紋主任ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ必要アリト認メタルトキハ監獄事務官ニ經伺ノ上當該監獄ニ照會ノ手續ヲ爲スベシ

三十一　受刑追加記入擔任者ハ小票ノ事項ヲ原紙に記入シタルトキハ小票ニ於ケル原紙記入ノ目ニ認印シ且ツ毎月記入濟ニ係ル小票ヲ取纏メ指紋主任ニ差出シ檢閱ヲ受クベシ

三十二　記入ノ爲メ指紋函ヨリ原紙ヲ引出ストキハ一時ニ多數ニ渉ラザル樣注意シ且ツ速ニ記入ヲ爲スベシ如何ナル塲合ト雖モ卓中其他指定外

ノ塲所ニ留置クコトヲ得ズ

三十三　受刑事項ノ異動、訂正、死亡等ノ報告アリタルトキハ其都度記入スベシ死亡者ニ付テハ該原紙ヲ索出シ指紋主任ニ差出スベシ

第五　氏名索引票

三十四　各監獄ヨリ送付セル指紋原紙中檢查了リ分類番號確定シタルトキハ氏名索引票擔任者ハ直ニ索引票ヲ作成スベシ

三十五　前項ノ索引票ハ字劃ヲ正シ校合ヲ確實ニシ誤謬ナキヲ期スベシ

三十六　新ニ作成シタルト原紙索出ノ爲メ使用シタルトヲ問ハズ索引票ハ索引票擔任者ニ於テ日日之ガ整理ヲ爲シ遲滯ナキヲ期スベシ

犯罪の原因及豫防（承第三十卷第十號）

日本犯罪學會々員　澤田順次郎

七　直接遺傳と犯罪

隔世遺傳と犯罪との關係は、大要右に說明した如くであるが、尙深く研究するには、此の外に直接遺傳をも考察しなくてはならぬ、直接遺傳は前に述べてある如く、父母の特質を其の子に傳ふるものであるから、隔世遺傳に比すれば、明瞭に其の關係を知ることが出來る、

此の關係に於いて、遺傳犯罪の事實を、研究せる學者が多くあつて、其の說くところは多く、一致して居る。茲にハルトマン氏の研究を擧げて見ると、氏は犯罪者百九十九人と、健康者一千百九十二人とに就き、調査した結果は、左表の如くであつた。

遺傳種類		健康者	犯罪者 一般遺傳	犯罪者 直接遺傳
酒		一一、七	三五、二	二九、六
犯罪者、異常氣質		一〇、四	三二、〇	一九、一
精神病者、老衰性癡狂		一三、八	二五、一	一五、一
神經病		八、三	一二、一	五、〇
自殺		一、一	三、〇	一、〇

平均　一〇、三　一四、〇　二一、六

即はち犯罪者は、健康者よりも、遺傳性を有すること多く、健康者の直接遺傳を一〇〇とすれば犯罪者の直接遺傳は一三四、八で、其の一般遺傳は二一〇、〇である。如何に犯罪者が、遺傳性に富んで居るかゞ、これでよく分かる。

それから犯罪者と、其子孫との關係に就いて、述べたて見やうと思ふ。マロカ氏の調査に依れば五百九人の犯罪者の中で、其の親に犯罪者を有せるものは、百分の五、二で之れを細別すると、

罪名	百分比例
殺人	七、五
詐欺	六、五
竊盜	三、七
猥褻罪	三、〇

で、割合に少ないが、シチヤルト氏が、一千七百四十人の犯罪者に就いて、調査したものに依ると其の割合が甚はだ多くして、百分の三二、五である。其の細別は即はち、

罪名	百分比例
姦通罪	五一、三
詐欺	三四、八
僞證	二三、〇
竊盜	二〇、九

で、マロカ氏の六倍三分である。これは犯罪者にも依るし、調査の方法にも關するので、孰れを是とも、孰れを非とも、遽かに論斷することは出來ぬ。併し他の諸家の調査に比較すると、シチヤルト氏の說は、眞なるが如くである。今、參考の爲めに諸家の調査を擧ぐるであらう。

調査者	犯罪者數	百分比例
ヴイリシリオ氏	一〇〇	三二、二
フエイ氏	二、五七五	三〇、五
ドサハロ氏	一一八	三〇、〇
ベンタ氏	五〇〇	一七、六
ヨフカ氏	七七〇(不良少年)	一三、〇
合計及び平均	四、〇六三	二四、七

以上の諸表に依ると、犯罪者から生まれた犯罪者の數は、決して少なくない。マロカ氏を除いては、平均百分の二八、六であるから、百人の犯罪者の中、約二十九人は、直接遺傳性の犯罪者で、犯罪家族の例と爲すべきものである。

犯罪家族とは、一家族の間に比較的多く、犯罪者を出したものの謂ひで、遺傳犯罪の最も顯著なるものである。此の犯罪家族の中には、曾だに親子兄弟のみならず、分家したものにあつては、其の分家の家族にまで、犯罪者を生ずるが如く、一族を追ふて犯罪者を出すこと、恰も或る遺傳病が一族に蔓延するが如くである。我が國では、未だ之れに關する調査が、行き届いて居らぬけれども、西洋には數多の實例がある。左に其の二三を示すであらう。

第一例　ブラウン家族

英國人で、曾祖父ブラウンから、數代續いた家族である。然るにブラウンは放蕩無賴の惡漢で、恐るべき惡血を子孫に傳へたのである。

ブラウンに男子二人あつたが、長子は竊盜を犯し、次子は聾啞で、同じ聾啞の女を生んだ。長子の子は同三人で、長男は四男子を擧げたが、其の長子は浮浪二子は殺人罪を犯し、三子は無賴で、四子は竊盜であつた。

それから次男は浮浪で、子なく、三男も無賴で、一男を生んだが、之れ亦浮浪者であつた。それでブラウン一家は、唯だ三代の長男を除く外、悉く不良者で、一人の善良な者はない。何と忌ましい家族ではないか。

第二例　ミユラー家族

是れは獨逸に於ける、恐ろしい犯罪家族で、四代に至るまで悉く犯罪者である。

さてミユラーは無賴漢で、三人の子があつた。其の長子は男子で、ヨハネスと呼び、次子は女子でマリー、三子は男でニコラスと云つた。

然るにヨハネスは浮浪で、四子を生んだが、長男のウヰルヘルムと、三男のアレキサンドルとは、共に强盜で死刑に處せられ、次子のニコラス及び

四子のヨハネスも、亦强盜で獄中に死んだ。其のヨハネスの子は二人で、長子をアンナ、次子をエングル、マリーと呼んだが、アンナは賣淫婦、エングル、マリーは竊盜となつて、共に浮浪した。

次ぎに二代のヨハネスの妹マリーは、或る浮浪者と結婚したが子が無く、其の弟のニコラスは竊盜で、フイリップを生んだが、此の者は死刑に處せられた。フイリップの子アンネ、マリーは賣淫婦で浮浪した。

是れに依つて見ると、ミュラー家族は前のブラウン家族よりも、一層犯罪者が多く、而かも獰惡に富んで重罪者が多かつた。（未完）



雜纂

○米國の監獄

（四人一人の食料一圓以上）

京城覆審法院檢事長　中村竹藏君談

米國に於ける監獄制度は自由主義改善主義で我日本の懲戒主義の制度とは全然趣きを異にして居る監房にしても日本では獨房を理想として居るが米國では囚徒を孤獨ならしむる時は自然非社會的非進取的になつて社會的生存に適せさらしむるに至ると言ふ見解から濟度す可らざる重罪犯人を除ては總て雜居制とし改善の見込立たる囚徒に對しては自治さへ許して居る。而已ならず人間の品性を高尙ならしめ心性を快活ならしめるには各人の慾望を滿足せしめ慰藉を與へねばならぬと言ふので監獄內で活動寫眞を見せ、テニス、野球、庭球、

トランプ等の娛樂を奬勵し音樂隊を訓練して音樂趣味を普及し敎育なども囚徒の學力の程度に依てクラスを作り個性敎育を完全ならしむる爲めに一人の敎師で十七人以內を敎育するを理想として居り敎誨師も又抽象的の神の讃美や聖典の祖述抔は主眼とせず直接囚徒に對して過去の懺悔を聞いた後『自己の良心に問ふて其行爲が善であるか惡であるかを判斷せよ』と言つて一週間なり二週間なりの宿題として置き自發的に是非の判斷をせしむると言ふ風であるから監獄は恰も敎化事業の觀を呈して居る併し乍ら此の自由と改善とを第一義として懲戒を第二義とした監獄制度が果して刑事政策上最善であるか否かと言ふ事は米國に於てすら疑問であつて未だ試驗時代に屬して居るが余の觀る處を以てすれば慥かに此の自由主義の監獄制度を謳歌する事が出來ないのである米國の下層民中には『若い間は小事件で監獄に行き老いて半生涯を養老院で送る』と言つて居る者が多い相であるが其結果にや勞働者救濟事業や職業紹介所は充實して居るが犯罪者は實に全人口の百分の二を占めて居る、そこで刑罰が何等威力を示さず行刑が社會人心に一種の威嚇を與へざる時は怠惰なる者罪癖を有する者は監獄行きを苦痛とせず寧ろ此れを望むに至る可く斯くて寬に怒過ぎに過ぐる時は良心麻痺した者は罪癖慣熟して職業的犯罪性となり延いては國民道德を紊す處あるは瞭で基督敎國を以て誇る米國に犯罪の多い所以茲にあるであらうと思ふ米國では日本を目して『慈愛ある專制主義』と言つて居るが我等から米國の監獄制度を見たならば『破綻に瀕せる自由主義』とでも言ひたい程で自由主義改善主義の極端に趨る處一監獄を囚人の自治に委し食物の如き一日分一圓以上を費して營養滋味を豐かにするに至つては我日本監獄制度の到底模倣し能はざる處之れに伴ふ弊害に至つては余が贅言を要しないであらうと思ふ。

（法律新聞）

十一月三日九段偕行社に於て開催せる全國救濟事業大會に於ける左記協議事項に對する內務省囑託生江孝之氏の談を左に抄出す。

○今後如何なる種類の社會的施設に最も力を致すべきか

夫れには廣く一般的の場合と、戰後に起るべき變調に對するものと、二樣に考へられる、そして現在に於て特に考へたいのはこの戰爭に關して社會組織が變化するといふことを前提としてのことである其れには亦消極的方法即ち救貧事業と積極的の防貧事業との二方面がある、消極方法は姑らく措き經濟上の動搖から生ずる窮民を救濟することが告つ第一の問題となる、其れには種々の方法があるが、失業者の保護として職業紹介所の增設授產場無料宿泊所、公益的質屋、勞働者の住宅改良食物の低廉供給等の設備が必要である職業紹介所などもの現在東京市にある公設のものと、大阪、神戶、名古屋等にある公共團體經營のものを除いては、有ることは有ても盡く一種の營利事業に過ぎない、故にこれが公益的のものを增設すると同時に單に其の地方々々で行ふばかりでは、需用供給の平均を失ふから、英、佛で行つてゐるやうに謂ゆる勞働交換をしなければならない。

次に授產場は現在實業界が膨脹してゐるから好いやうなものゝ、何時恐慌のため激變を來すかも知れぬのであるから、之れに對しては臨時的にでも一大授產場を設けられる準備が必要である、これは無論大なる力を要するのであるから國家なり、公共團體なりの手を俟たねばならず、其の方法としては例へは道路の修繕や架橋工事などを起すのである。

其他質屋抔も佛獨白等が公共團體の經營する頗る完備したものを有つてゐるに對し、日本では最も高い利を拂つて而も割合に高價なものを購つてゐる始末であるから、これ亦其の考究の一つに入れなければならない、尙災害に關しては今日の風水害のやうに大なる場合には、法律を以て非常動員をせねばならぬから、その法律の出現を俟つとして、警視廳の統計によれば自働車馬車その他による小災害が、一年に三千六百餘に上るといふのに、何等の救濟設備のないことは最も悲しまねばならない、外國の大都會には何れも此等に對する消防組的の組織の機關がある。

殊に墺太利のウヰンナに於けるものは最も完全されたもので、何人でもこの災害を發見し次第、電話で報告すると、直に擔架自働車が飛んで行つて最も近いその支部に運び、續いて常に各病院の明室の表が出來てゐるから、時を移さず收容する仕掛けになつてゐる、故に重傷者でも快癒の割合が極めて多い日本に於ける救濟よりも警察官の臨檢を先とするやうな弊害は一時も早く取り除かねばならない、これらに就ては未だ具體的にはならぬが、內務省でも着々と事を運びつゝあるのである」云々（讀賣新聞）

通信

○前橋通信

十月七日午後一時より家族會開催致候實は夏季以來下級官吏を慮ましつゝある物價の暴騰に伴ふ生活問題に付典獄は勘なからず苦慮しつゝ有之候處爾來物價は日一日に昂騰し殆んど底止するところなく遂に社會の一大問題となり下級官吏救濟なる語は一種の流行語たるの觀を呈し新聞に雜誌に日々相競つて種々の報道を爲すに至りたるのみならず實際喫緊重大な問題たるに相違なしと雖も斯る時に當りては官吏たるもの一層愼重な態度を採り苟も輕擧妄動すべからざるべき筈なるに多數の職員中には或は誤解を懷きて進止を輕んじ或は賴むべからざるを賴みて失望落膽するもの、生ずるな

きを保せす斯の如きは公私の爲め甚だ憂慮すべきことなりとし已に職員に對しては此際に處すべき覺悟と奮勵とを訓諭するところありしも此事たる實に職員自身の覺悟を要するのみならず家族をして此非常の場合に處する一大決心を促がさゝるべからず之を徹底せんには家族會を開き親しく相語るの必要ありとし茲に本會を開催するに至りたる次第に有之候定刻先づ生三敎誨師より開會の挨拶を陳へ次で杉原高等女學校長は現代婦人の虛榮心より生ずる幾多の弊害を指摘して警戒を與へ少憩の後氏は更に氏の幼年時代學生時代及現代に別ちて各時代に於ける事物の變遷殊に經濟狀態生活狀態の著しき變化を說き自ら經驗せる諸多の事例を擧げて世態の推移を論じ家政に關する妻女の責任より進んで現時及將來に處すべき婦人の義務及覺悟を縷說し其間勤勉を說て副業を奬め節檢を論じて各當を誡め利用を陳べて經濟の理法を敎ふること極めて懇切且つ平易に言々句々悉く實際問題たらざるなく一々時弊を摘發して奢侈虛飾を戒め質素儉約を勸むること頗る痛切を極め約二時間に渉れる長講演なりしも時々諧謔を交へて滿場の顧を解かしめ知らず識らずの間に聽者をして多大の感動と自覺とを喚起せしめ次で渡邊典獄は如上の支障の爲め夏季少年會及家族會の今日まで開催するを能はざりし次第を告げ更に主要問題たる物價騰貴に伴ふ生活問題に就き同情に堪へざる所以より官吏たるもの殊に司獄官吏及家族の此際に處すべき覺悟と一大決心を要する所以に付諄々說示し杉原氏の所說を敷衍し勤儉利用を奬導して一同に注意を與へ最後に生三氏の挨拶ありて午後四時半閉會致候當日の來會者は百八十餘名にして時節柄最も有益なる會合たりしを確信致候。

又先般當管內新田郡太田町に新田區裁判所の新設に伴ひ當監新田出張所を新設せられたることは已に御承知のことゝ存候右は其筋の御指示に基き裁判所構內に新築せられ建物は切組一切を直營とし

て本監に於てし汽車運搬及建前より竣工造は請負に付したるものに有之候處何分本監と新設地とは二十哩餘あり其間用材其他の運搬を要し殊に院線より東武線に積替を要する等少なからざる不便あれども典獄は是非裁判所の開廳と同時に出張所を開廳せんことを期し着々諸般の準備を整へ工事に着手の後は鋭意督勵進捗に努力したる結果九月十一日を以て全く竣工し愈々同十五日裁判所と同時に開廳することを得たる次第に候同所は區裁判所に繫屬する刑事被告人のみを拘禁し雜居房二、獨居房二にして規模狹少なるも判決濟の上は直に本監に引取開廳以來今日迄の入監者は十人（內女一人）に有之候に付將來を推測難致も特別の事件無之以上は收容上差支を生ずるが如きことは極めて稀有の事に可有之と存候先は時報まで早々（十月十日高田生）

近畿六監獄職員聯合茶話會の概況

十一月四日午後一時大阪市東區本町四丁目相愛女學校に於て開催す折惡しく朝來降雨にも不拘午前十一時頃より參集休憩所は歡談笑語舊交を溫め新知已と樂み和氣藹々たり定刻一同大講堂に入り席定まるや杉野典獄開會の辭を述べ在京管內免囚保護會仁濟會長の祝電を披露す次に府立大阪醫科大學敎授木下博士は「體育と智德」と謂ふ題下に先生獨特の運動生理より得たる經驗及統計に依り精神的缺陷は體格缺陷者なりと斷じ將來監獄醫は他の諸機關と相互協力し個人的に體格の缺陷を矯正し病的犯罪を撲滅すべしと論じ柏手の中に降壇す次に大阪地方裁判所大濱判事は「共同生存の理法」と題し天體の運行地球の轉廻より人世に及ぼし共同生存は自然の法則なりとし熱心約一時三十分に渉り雄辯を以て會衆を滿足せしむ次に監獄協會

特派北島同會主事は「官吏義務の大要」の題下に忠實從順勤勉祕密嚴守に別ち巧に實驗を援用して懇篤說明し任務に對しては大に趣味を持して當るべく一度趣味を有せば萬難亦排するに難からずと縷々適切の說示ありたり終て餘興に移り筑前琵琶の名手「義士の本懷」の一席を演奏し會員拍手の裏に午後五時三十分閉會す此日參會者約四百名頗る盛會を極む重なる出席者は左の如し。

大阪監獄
杉野　喜祐　兒島　三郎　柏木　幸平
押田芳之助　高安　博道　原口　彌市
安東　福男　杉谷　熊吉　花村　清市
堀　一郎平　出口　米吉　大西　次夫
水野龜次郎　河合　庫丸　山中　鐵一
武笠龍太郎　守田　千松　中村　恬
川崎　與市　石田利三郎　林　淨圓
樫原　元秀　佐藤　諫美　渡邊　修甫
中村　ミツ　仲　丈雄　秦　キクエ

岡山監獄
赤塚源二郎　鈴木　重靜　中村兼次郎
安松　貫　里　誠一　山本　勝
黒瀨　智圓

神戸監獄
加藤勝次郎　高貫　篤一　藤居　神通
宮地鍵次郎　鈴井　正親　上田清三郎
中田　圭稅　御手洗清治　日下　智性

和歌山監獄
佐野　佳夫　甕川　兵次　內田德三郎
橋本源三郎　竹田　省友

奈良監獄
上田定次郎　織田　信行　松井晃千代
緒方　安章

膳所監獄
椎名　通藏　香川　千巖　宇田　象三

德島監獄
大月義平二

岡山監獄
田村　英吉

本派本願寺
三松　永成　尾立　卓爾

免囚保護會
山村　貫立　小山　孟　井上作太郎
中尾　檜一　青山　薰　藤木　秀道
桑山　實成　信樂　義貫　丹農　融定
伊藤　嶺隨　阪口　祐廣　石田　了定
橫井　瑩徹　杉森　貫隆　伊藤　海雲
櫻井幸兵衛　寺村　演隨　林　新太郎
加藤　丈雄　那須　寂湛　村上　憲
廣小路祐信　穗永　實全　北尾　義圖
久世　寬照　和田　義龍

以上

彙報

○被告人の變死　東京監獄在監銃砲火藥類取締施行規則違犯事件被告人勢崎島次郎は十月三日午後三時二十分頃居房に於て窓二枚建硝子戶を右方に片寄せ二本目の鐵格子貫の個所に下帶と三尺とを懸け縊死せり原因は內緣の妻に對する執拗怨恨の結果ならんと

○受刑者の縊死　神戶監獄在監受刑者物部及雄勿牙保罪懲役一年渡邊一正は十月十二日午前三時頃居房便所周圍の格子柱に貫通しある橫貫の最上部に貸與の三尺帶を通し端を結合し輪形となし之に首を差込み縊死せり原因は精神錯亂に出でたるなりと

○被告人の縊死　青森監獄青森出張所拘禁物盜事件被告人安田たきは十月十二日午前九時五十分頃居房左側格子床上より高さ六尺の下端より三本目の橫貫に手拭を裂き兩端を結び環狀となし縊死を爲せり同人は前年物盜罪にて五月の懲役に處せられ三年間執行猶豫期間中今回復た罪を犯し悔悟の念に驅られ前途を悲觀したるならんと

○在監者の變死　新潟監獄長岡出張所拘禁物盜懲役八月田畑吉太郎は十月十五日午前五時四十分頃居房の背面窓緣に打付けある竹釘に自己の三尺帶を引掛け縊死せり原因は前途悲觀なりと

○受刑者の縊死　高松監獄在監受刑者窃盜十一犯芳地重助は十月二十四日午後三時二十分頃居房右側の一隅に便器を置き之に腰を掛け貸與の細紐を頸部の後にて括り其餘分の兩端を右大腿部に結び付け兩足を伸はし俯向きになりて自殺を遂けたり本囚は本月二十二日傷害罪を犯し告發中の者たる爲め一死以て謝罪を圖りたるものと認むと

○被告人の逃走　安濃津監獄在監殺人事件被告人田中三郎は十月九日豫審出延の爲め裁判取構内に留置中午後零時十分頃監房閉鎖の完全ならさるを奇貨とし看守の隙に乘し房扉を押し開き逃走したるも捜査の結果同月十三日午前零時過ぎ三重縣富田町にて警察署の手に逮捕せられたり

○被告人の逃走及逮捕　松山監獄宇和島分監掏摸詐欺事件被告人二宮卓爾は十月二十五日午後二時半頃裁判所より歸途分監西北の角に差し掛るや看守の面前より突然笠下駄を脱ぎ捨て分監外塀通路を村に疾走施用せられたる手錠を投き外つし道路に投棄せるも逃走地點を距る約三丁の場所にて應援看守の爲めに逮捕せらる原因は實母な哀墓せる結果なるらしと

○受刑者の傷害　長野監獄在監受刑者窃盜懲役三年寺井利三郎は十月六日午前十一時頃工場に於て同囚大塚順三郎と爭論の末百二十匁の鐵分銅を以て頭上臉部を毆打し長さ八分深さ二分の創場を負はしめ休業日數七日を要する傷害を加へたりと

○在監者の傷害　福島監獄若松分監在監懲役十月齋藤萬榮は十月九日同分監移築工事の砂礫運搬の爲め共同聯鎖し出業中萬榮は他囚と競爭的に役業に勉勵しつゝあるに反し相手方たる善三は常に役業怠慢にして他に後るゝを遺憾とし勉勵すべき樣忠告したるに善三は却て之を不滿に思ひ相手に對し暴言を吐きたる爲め短慮なる萬榮は遂に憤怒の念抑へ難く作業用「スコップ」を以て頭部を毆打し疾病休養十四日間を要する傷創を負はせたりと

○受刑者の傷害　高松監獄在監受者窃盜懲役五年七月芳地重助は十月二十二日午後三時三十五分頃工場に於て同囚島山幾太郎、大内伊太郎に對し突然作業用斧を以て餘念なく就業中なる金山幾太郎の後頭部に切付け續て大伊太郎に向ひ付けたるも同人かを防きたる爲め僅かに右手に擦傷を受けたるのみなるも金山は疾病休業四週間を要する創傷にて原因は加害者兩名に付し屢次男色關係な挑みたるも常に之な拒絶し居りたり而して十月二十一日被害者兩名が同房に收容せらるゝに至りたるを以て爰に嫉妬の念を生したる結果ならんと

叙任

叙高等官五等　典獄（靜岡）伊集院藤七
同　同（札幌）立石重司
叙從七位　監獄醫（網走）波邊善作

給八級俸札幌監獄勤務ヲ命ス　看守長（樺戸）波邊市作
叙正八位　同（德島）阿武三笠
同　同（宮崎）中村節
叙勳八等　同（熊本）福村太三郎
同　同（鳥取）井上重次郎
同　同（十勝）須賀井鎌吉
同　同（甲府）金子利義
同　同（宇部宮）佐藤信道
看守（札幌）伊藤菊治
任看守長月俸二十二圓給與札幌監獄勤務ヲ命ス

會報

○茶話會

十月二十日（第三土曜日）午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す會員は正午時より續々參集あり本日の講師は醫科大學教授醫學博士横手千代之助氏にして氏は演題を「居室に就て」と掲出し人生と居室の關係に就き之を採光、換氣、煖室の三項に分ち毎項學理と實驗とに照し精到該博なる解說あり更に之を獄囚處遇上各監房の設備にも可及的應用するときは保健衛生の點に於て一層の効果を齎らすならんと希望する所あり斯くて聽衆に多大の興味と裨益とを與へ午後五時過ぎ滿堂拍手の裏に降壇せらる後別室に於て茶菓の饗應なり會員一同互に歡談を姿へ五時四十分全く散會せり當日出席者の氏名左の如し

加藤慧海　小倶省一郎　角南一里
藤本慶大郎　河西保　黒田源太郎
由口知信　重松招雪　松本良助
松崎慈恭　澤田幸太郎　扇谷與三
州島爲與吉　赤城一雄　宮應文次郎
白倉通雄　中島鎌藏　印南金次郎
宮瀨正義　藤井惠照　長山始
杉谷繁市　上野良藏　能勢赫三
和田岩雄　大高安右衛門　北澤喜代作
石井與七　小西丑藏　伊吹忠司
多田正廣　杉目美能璃　常石政次郎

鈴木養之助　本良英龍　藤作
毛利榮敎　小橋州昭慶　飯島定行　治
景山榮志　土川權次郎　朝山勘一
赤沼貫之　古矢嘉助　增子賢慧
藤井藤藏　小椋喜直　吉澤庄作
飯山保　高橋正三郎　大町運之助
折居季雄　長谷場圭介　中村松太郎
高瀨續　松本忠一　氷田芳雄
鄉津光吉　橫山繁藏　橋典仁
青山忠一　小田富士太郎　大場正雄
高木安次郎　林定弘　齋藤敬二
島田榮造　渡部新平　芥川信
白井勇松　鈴木信彌　松本一次
山際眞直　坪井直彥　三浦貢
北島良吉　谷田三郎

○贈與金

十月十一日附を以て元佐賀監獄看守城島幸太郎氏外二十七名に對し本會々則第十一條第五號第一項第三號乃至第五號に依り三圓以上九圓迄の金員を贈與せり

○谷田局長の巡閱

谷田監獄局長は前橋監獄巡閱として渡部屬を隨へ十一月十一日同地に趣き其序を以て群馬縣佛敎聯合保護會主催の近縣聯合協議會並に講演會に臨席し即日歸廳せらる

○北島主事の出張

北島主事は十一月一日東京驛發夜行列車にて西下し同二日入洛六角會館に於ける免囚保護事業講演會に出席し三日同地保護會を見四日大阪に趣き同地監獄主催の近畿茶話會に臨席し尙同所各保護會協議會に於て講演を爲し更に三重縣保護會を視察し安濃津監獄紀念講演會に臨み一場の講話を爲し同八日歸京せらる尙同氏は同月十日より開催の前橋監獄管內群馬縣佛敎聯合保護會に於ける近縣聯合保護協議會に臨席の爲め十日同地に趣き同十二日歸京ありたり

主幹
游潛一　醫學博士
川井剛　醫學博士
富士永藤浪　醫學博士
　　醫學博士
　　醫文學博士

月刊雜誌　每月一回二十日發行

人性

本邦唯一學術雜誌

一部定價金貳拾五錢　郵稅壹錢

六冊（半ケ年）前金郵稅共金壹圓五拾錢・十二冊（一ケ年）郵稅共前金貳圓八拾錢

▲本誌の一大改良

本誌ハ時代ノ進歩トソノ精神的要求トニ顧ミ本號ヨリ大刷新ヲ斷行シ其ノ內容ノ充實ト平易トヲ謀リ紙數ヲ倍大ニ增加シ一部定價金貳拾五錢ニ改正セリ冀クハ舊ニ倍シ愛讀ヲ乞フ

第十三卷第拾壹號（十一月二十日發行）目次

▲論說
▲物理的科學の哲學的基礎　池岡直孝
▲科學的人生觀　綿引朝光（ドクトル）
▲叢談
▲子の種類より觀たる人種　一條忠衞
衞生の道德
▲兒童に於ける發音の發展　グスタフ、マヨール
▲色像の諸學說　ラッキイシユ
▲身體名義考（二）　富士川一吾
▲彙報
▲兒童の動物愛護及び虐待—免囚保護事業—異常兒の敎育
偏れる道德敎育—職業指導—有毒草根を賣る黥徒—植物の心理
▲雜錄及び新著批評
▲見本御入用の方は郵券貳拾六錢御送金の上御申越願上候

東京市本鄉區龍岡町三十四番地
發行所　人性發行所　振替口座東京三八二二二番・電話下谷一六一七二番

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正六年十一月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾卷第十一號）（大正六年十一月二十日發行每月一回二十日發行）